

平成16年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	平成16年9月21日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年9月22日 午前10時00分
	延 会	平成16年9月22日 午後 4時49分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17		
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 17名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	デイサービス センター施設長	藤田 稔(兼務)
助役	大沼 隆		
収入役	黒田 庄司	水道課長	松澤 武夫
総務課長	田辺 正保	病院事務次長	須佐 祐吉
行財政課長	斉藤 健一	保健福祉 課長補佐	松見 弘文
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫		
税務課長	大野 榮司	建設課長補佐	倉知 敏春
町民課長	久保 一将	教育長	富澤 泰
保健福祉課長	豊原 隆弘	教委管理課長	柿崎 修一
環境政策課長	佐藤 悟	教委生涯 学習課長	松浦 正之
農政課長	西野 清	教委体育 振興課長	大野 繁嗣
水産課長	大崎 広也		
商工観光課長	高根 行晴	教委指導室長	大場 和典
建設課長	北村 誠	農委事務局長	藤田 稔
特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔	監査委員	今村 實
		監査事務局長	阿野 幸男

1. 会議録署名議員

12番	谷口 弘		
13番	菊池 賛		

1. 会期

9月21日から9月24日までの4日間(休会9月23日の1日間)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(16.9.22)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		一般質問
追加		議会運営委員会報告
第3	報告第8号	専決処分事項の報告について
第4	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第5	議案第59号	教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて
第6	議案第60号	教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて
第7	議案第61号	公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
第8	議案第62号	工事請負契約の締結について
第9	議案第63号	厚岸町都市計画税条例等の一部を改正する条例の制定について
第10	認定第1号	平成15年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
第11	認定第2号	平成15年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
第12	議案第64号	平成16年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第65号	平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第66号	平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第67号	平成16年度厚岸町老人保健特別会計補正予算
	議案第68号	平成16年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第69号	平成16年度厚岸町水道事業会計補正予算

議 長 | ただいまより平成16年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
開会時刻 10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番谷口議員、13番菊池議員を指名いたします。

議 長 | 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、14番、田宮議員の一般質問を行います。
14番、田宮議員。

14番 | 第3回の定例会に当たりまして一般質問をいたします。
最初に、三位一体の改革による町財政への影響と次年度以降の見通しについてお伺いをするものであります。

2点目は、介護保険法の附則第2条で5年目の見直しの時期が来年ということになっておりますけれども、このことについてどのように対応されるのかお伺いをいたします。

3番目は、次世代育成支援対策推進法、子育て支援法であります。この実施について第2回定例会でもお伺いをいたしました。その以降、具体的な取り組みの内容について明確にしていきたいのであります。

以上で第1回目の質問を終わります。

議 長 | 町長。

町 長 | おはようございます。

14番、田宮議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の三位一体の改革による町財政への影響と次年度以降の見通しについてであります。国は経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003の基本的な方向に沿って、地方分権推進のために官から民へ、国から地方への考えのもとに、地方はみずからの創意工夫と責任で政策を決める、地方が自由に使える財源をふやす、

地方が自立できるようにする三位一体の改革が進められています。

今年度に入り、基本方針2004が6月4日に閣議決定され、全国町村会を初めとする地方6団体では、8月24日、政府から求められていた国庫補助金等に関する改革案を提出いたしました。

現在、この改正案をもとに、総務省、財務省、各種諮問会議などと地方6団体との間で活発な議論が交わされておりますが、ことしの11月中旬にはその結論の取りまとめが行われる運びとなっております。地方6団体が提示した内容では、平成18年度までの第1期に続き、平成19年度から21年度の第2期改革が必要とされ、その三位一体の改革の全体像としては、国から地方への財源移譲が8兆円、国庫補助金、負担金の削減が9兆円程度とし、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方交付税についても見直しが必要であるとされています。

まず初めに、国庫負担金、補助金の削減についてのご質問であります。この改革案の中では、第1期改革で示されている平成17年度より18年度における国庫補助、負担金の移譲対象規模は3兆2,000億円となっております。

項目別では、経常的な国庫補助金、負担金で1兆2,000億円、施設整備に関する国庫補助、負担金で6,000億円、公共事業等投資的な国庫補助金、負担金で6,000兆円、義務教育国庫負担金で8,000億円を想定しています。

分野別では、保健・福祉・医療の社会保障関連が45件、教育振興整備費の文教・科学振興関係が15件、公共事業関係が33件、農林水産振興などのその他の関係が55件の計148件となっております。

当町における国庫補助、負担金についての影響額は、地方6団体国庫補助負担金改革案による町負担影響額の資料でお示しのとおりですが、平成16年度当初予算ベースで試算いたしますと、経常経費関係で19件、7,425万4,000円。投資的事業関係で2件、6,133万8,000円、全体では21件、1億3,559万2,000円と想定されます。

また、国庫補助、負担金の削減項目には、今後町が進めようとする大型事業の学校建設や、北海道が実施している各種事業が含まれており、まちづくりへの影響は必至であると考えています。

なお、平成16年度の国庫補助、負担金一般財源化影響額は資料でお示しのとおりですが、当初予算ベースで7項目、4,229万1,000円となっております。3月定例会の

時点から状況の変化はありません。

次に、地方交付税、臨時財政対策債の削減についてのご質問であります。昨年12月18日公表されている地方財政の姿として、通常町費で不足する財源を臨時財政対策債の発行で国と地方が折半する手法は、平成18年度まで延長が決まっています。平成16年度普通交付税7月本算定の結果における算定額は34億4,064万9,000円で、前年度比5.3%の減。さらに、交付税減額分の補填措置としての臨時財政対策債は規定の計算で3億4,230万円、前年度比32.9%の減となり、実額で3億6,128万8,000円、率にして8.7%が削減されました。このことは、当初予算で想定した見込みより2億円程度好転しているものの、依然として厳しい財政状況に置かれていることには変わりありません。今年度の普通交付税について増減項目は、平成16年度普通交付税と臨時財政対策債の状況の資料でお示しのとおりでありますのでご理解を願いたいと存じます。

なお、去る8月27日に公表された総務省の来年度予算概算要求では、地方自治体に配分される地方交付税は、出口ベースで前年度とほぼ同額の16兆8,975億円と想定しており、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税は前年度比3.7%減の20兆2,920億円となっております。本年度の地方交付税の大幅な削減から比較すると削減率が減少していますが、今後とも地方財政の危機を回避するために、町村会などを通じて諸行動を展開してまいりたいと存じます。

次に、地方交付税制度の改革の内容についてのご質問であります。三位一体の改革の中で、地方交付税改革において明確になっていることは、交付税の財源保障費の全般を見直し縮小を行うことでありまして、平成15年度の基本方針では、1つ、地方財政計画の歳出を徹底的に見直し交付税総額を抑制すること。2つ、段階補正、事業費補正などの算定方法に見直すこと。3つ、交付税不交付団体の人口割合を大幅に高めていくことがうたわれており、さらに、今年度の基本方針では、1つ、地方団体の改革意欲を損なわないよう地方の歳出を見直し抑制する一方、地域における必要な行政課題に対しては適切に財源措置をすること。2つ、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。3つ、地方団体の効率的な行政運営を促進するよう算定の見直しを検討することが掲げられております。

具体的には、毎年度発表される地方財政対策を受けての普通交付税算定作業後における分析を行わなければその全容が明らかにならない状況であります。その内

容の把握を行うに当たっても、非常に難関であることをまずご理解願いたいと存じます。

いずれにいたしましても、現在、三位一体の改革の名のもとに、地方自治の根幹にかかわることが、総務省、財務省、さらには地方財政審議会、地方分権改革推進会議などの中で盛んに議論されているところであり、その動向について常に注視していかなければならないと考えています。

次に、2点目の介護保険制度の見直しについてお答えをいたします。

まず、国・厚生労働省の動きであります。平成17年度の介護保険制度の見直しに向けて、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、7月30日に介護保険制度見直しに関する意見を取りまとめました。それによりますと、介護給付費の増加を抑制しつつ、要介護度が低い人を対象に総合的な介護予防システムの導入が盛り込まれ、また、現在介護が必要な高齢者の半数程度が要支援と要介護1で占めるとされ、その段階に新予防給付を創設し、その給付を受ける場合には市町村が担う（仮称）地域包括支援センターが新予防給付サービス利用計画をつくるよう想定されております。この予防策については、現在、モデル事業などで検証の上でメニュー化する方向にあります。さらには、現在の身体介護や生活援助などの訪問介護サービスの見直し、そして、施設給付費の見直しについても予定されております。

なお、大きな課題の一つとされている保険料負担、被保険者の40歳からの年齢引き下げと、給付対象の拡大を含む障害者福祉との統合問題は、積極、慎重の両論併記となり、本年12月まで引き続き論議を進めていくこととされたところであります。国は、平成17年通常国会に介護保険見直し法案を提出。平成18年度から実施の方向で作業に着手されており、今回の介護保険制度の見直しについては、高齢化率24%に対する厚岸町にとっても町民生活に大きく影響する問題だけに、議論の推移に注意を払い、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、町として4年半の経過を経てどのように総括され、それに基づいて改善されようとしているのかの質問であります。平成12年4月に導入された介護保険制度については、それまでの措置から契約への移行、選択と権利の保障、保健・医療・福祉サービスの一体的提供など、高齢者介護のあり方に大きな変化をもたらしました。

厚岸町においては、平成12年から平成14年までの実績の評価と分析を基礎に、厚

岸町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に引き継ぎ、施策を積み重ねてきましたが、介護保険制度は高齢者を社会全体で支える仕組みであり、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう介護サービスを総合的に提供し、要介護者や家族の願いにこたえとの基本姿勢のもと、高齢化の進行に対応したまちづくりを目指し、高齢者支援体制の整備を進めてまいりました。

平成12年度当初と直近の数値を比較しますと、65歳以上の被保険者数は 2,574人から 2,917人へと、要介護認定者数は 299人から 388人へ、介護サービス給付費は 4億 8,900万円から 5億 7,040万円と、それぞれ増加を見ております。この間、厚岸町は被保険者と利用者のための施策として低所得者の減免制度を導入するなど、利用者の負担の軽減策を講じてまいりましたが、今後の方向については国の制度の枠組みがどのように変わっていくのか。それによって、厚岸町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に見直しを生じないか。さらには、厚岸町の財政事情がどのように影響するのかなどについてあらゆる角度から慎重に見定め、平成17年度中に結論を得たいと存じますので、いましばらく検討の時間をいただきたいと存じます。

続いて3点目の次世代育成支援対策法の実施について、第2回定例会以降の具体的な取り組みの内容について明確にしていきたいとの質問にお答えをいたします。

まずアンケート調査の結果と内容であります。昨年12月、2種類の厚岸町次世代育成支援に関するニーズ調査を実施し、ことし7月までに集計・分析作業を行ったところですが、1つ目は就学前児童の保護者の方を対象にした内容で、477人に配布し 340人から回答をいただき、回収率は71.3%であります。

調査内容は、お子さんとご家族の状況、平日の保育、土・休日の保育、お子さんの病気のときの対応、一時預かり、子育て支援、満足度、一時的保育、悩みや不安感、相談相手、子育て情報の入手方法、遊び場、外出時の対応、行政への要望など多岐にわたり、27項目について保護者から回答をいただいたところです。

2つ目は、修業児童、小学校1年生から3年生までの保護者の方を対象にした内容で、302人に配布し 203人から回答をいただき、回収率は67.2%であります。

調査内容は、お子さんとご家族の状況、放課後児童クラブの利用希望と要望、子育て支援、お子さんの居場所、児童館、悩みや不安感、相談相手、子育て情報の入手方法、遊び場、外出時の対応、行政への要望など多岐にわたり、こちらも27項目において保護者から回答をいただいたところです。

アンケート調査結果の内容につきましては、取りまとめました全部について町民の皆様へ公開し、行動計画草案作成までご意見をいただきたいと考えており、現在、役場庁舎、湖南出張所、情報館、あみか21で持ち帰りいただくよう準備中でありますのでご理解願いたいと存じます。

次に、地域協議会の構成であります。厚岸町次世代育成支援対策推進協議会の委員については、厚岸町次世代育成支援対策推進協議会設置要綱に基づき、現在、15名の委員を委嘱させていただいておりますが、その構成内容は、保健医療関係者から1名、福祉団体等関係者から11名、町行政関係者が3名であり、計15名のうち男性12人、女性3名であります。

次に、地域協議会において何が話し合われ何が決められたのかとの質問ですが、厚岸町次世代育成支援対策推進協議会はこれまで3回開催してまいりました。

第1回目は6月25日に開催され、次世代育成支援対策推進法について、厚岸町次世代育成支援対策推進協議会設置要綱について、行動計画策定指針について、市町村及び都道府県における行動計画策定方法について、行動計画策定スケジュールについて、厚岸町次世代育成支援に関するニーズ調査について報告し、協議いただいたものであります。協議会の意見として、厚岸町としての行動計画策定フローを作成すること、若い世代の声をどのように組み入れていくか、意見聞き取りの場をつくること合意されています。

次に、第2回目は7月26日に開催され、厚岸町の主な取り組み状況、アンケート結果について、厚岸町の人口推移等子育て支援センター利用者との懇談会報告、厚岸町における行動計画策定フローについて内容説明し協議いただいております。協議会として、厚岸町の子育ての取り組み状況把握を再認識すること、アンケート結果は広く知られて意見をいただきたいこと、次回に将来人口推計を提出することが合意されています。

また、第3回目は8月26日に開催され、特定14事業の数値目標、暫定値の設定について協議いただいております。協議会の意向として、子育て短期支援事業及び一時保育事業にもニーズが見受けられるので、さらに検討することとされています。あわせて、町の厳しい財政事情のもとで施策の展開に欠かせない財源対策への懸念と国への働きかけについてもご意見をいただいております。

次に、行動計画策定の現況であります。厚岸町次世代育成支援行動計画の策定

については、第1回目の協議で合意された行動計画策定スケジュールに基づいて作業が進められつつありますが、率直に言って作業はおくれぎみにあります。しかしながら、次回の協議会開催までには基本理念の設定に向けた作業を積み上げ、その後、重点課題の検討、施策事業の検討を行いながら、12月の草案取りまとめ公開へ向けて作業を進めたいと存じます。

次に、特定14事業の数量化についてであります。現在までの作業で求められた暫定的な数値であり、今後変動する可能性も残されておりますが、特定14事業のうち7事業で、平成21年度までの目標値として乳幼児健康支援一時預かり事業が7人、ファミリーサポートセンター事業が1カ所、放課後児童健全育成事業が2カ所、子育て短期支援事業が1カ所、一時保育事業が1カ所、地域子育て支援センター事業が1から2カ所、そして、通常保育事業が定員230人と算定しております。第3回協議会において、特定14事業の数値目標、暫定値の設定について協議いただいておりますが、数量化を確定するまでには他の計画との整合性の確保の観点などから、役場内部の全庁的な検討を経て、再度協議会における協議をいただき数量化を図りたいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

ただいまの答弁の中で、三位一体改革の中での数字が若干不明瞭な点がございましたので改めて申し上げます。

公共事業等投資的な国庫補助、負担金で6,000兆円と申し上げたと思いますが、6,000億円でございますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長
14 番

14番。

なるだけ簡潔にお伺いをしていきたいというふうに思います。

三位一体の改革ということで、この地方交付税、例えば補正係数を見直すとか、あるいは国庫補助、負担金について削減をしていくというようなことがやられているわけでありまして、このことは結局、住民サービスの低下につながっていくような、財源が減るわけですからね、そういうようなことになっていくということで大変心配をするわけでありまして。

先ほどご答弁にもありましたが、三位一体改革の具体的な内容については、11月をめどにして国は明らかにするというような話のようであります。そういうことからいくとまだ不確定な部分もあるわけでありまして、いずれにしても、一層厳しい財政運営が強いられるのではないかとという点で大変心配をするわけでありまして。

若干細かいことに入っていきますが、1つは、この減らした分について税源移譲をするということが言われているわけでありまして。国が言っているのは、2,440億の補助、負担金を2003年度に一般財源化した2,340億との合計約4,780億については88.9%、約89%ですね、4,249億円を税源移譲する。こういうふうなことを言っているようであります。

方法は、平成18年までに所得税から個人住民税に本格的な税源移譲を実施する、こういうことを見越して所得税の一部を、現在、所得譲与税、いわゆる本格的な税源移譲までの暫定措置として、人口を基準にして本年度の当初予算で所得譲与税が来ておりますよね。これらについては、これからどういうふうな見通しなのかということについてお伺いをしたいわけでありまして。

それから、本年度については、この一般財源化された補助、負担金について全額交付税に算入するというふうに言われております。減った分は地方交付税の増額で補うということになっておりますが、町として、具体的にそのように受けとめておられるのか。具体的にそのように実施されているのかどうか、その点についてお伺いをするわけでありまして。

それから、地方交付税制度の改革の内容についてであります。都道府県分については補正係数を3年間で半減する。最終的には、事業費補正については、この災害沖縄公害防止関係等を除いて原則廃止すると、こういうふうに言っているようであります。これは、現在都道府県について補正係数の廃止が言われておりますが、市町村についても当然逐次見直すということを行っているわけでありまして、他人事では済まないのではないかと。そういうことからいくと、市町村への交付税の削減につながる、そういう措置をさせない、やはり世論づくりをして広く訴える必要があるのではないかと。そういうふうに思いますがいかがでありますでしょうか。

それから、効率的な行政運営を促す算定ということで、まず、この段階補正ですね、これを平成14年から平成16年見直しをやるということになっておりましたけれども16年度では終わらない。引き続き、平成17年度からさらなる見直しを行うというふうに言っておりますけれども、この点についてはどのように受けとめておられるのでありますでしょうか。全国町村会もこの段階補正について、これ以上の見直しや縮小を行うということについて、市町村の実態を踏まえた施策を進めるべきだというふうに言っているということでありまして、この辺についてお伺いをいたします。

それから、単位費用の改定に当たっては、ごみ、し尿収集等についてアウトソーシング、いわゆる外部委託ですね、民間委託による効率化を反映するということを言っているわけでありましたが、結局、直営よりも民間業者に仕事を丸ごと委託する方が人件費を中心に経費が安くなる、そういうことでこういうことが言われているわけでありましたが、住民サービスの確保、あるいは地理的、社会的条件などから、必要な仕事は行政が直営で行っていくというところも少なくないわけでありまして、この辺について、今後も含めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、介護保険の問題でありますけれども、現在、この在宅介護の継続が困難で施設へ切りかえるというようなことが一般的にあるようではありますが、この厚岸町でどのような状況なのかお聞かせをいただきたいということでもあります。

それから、施設介護と待機者の関係であります。国の方針は介護3施設全体の定員として、高齢者人口の3.2%、これを参酌基準にしているわけでありましたが、現在のこの待機状況についてはどのようになっているのかお聞かせをいただきたいということでもあります。

次に、子育て支援法の関係でありますけれども、町は特定事業主として独自の行動計画をつくることになっておりますが、この点については厚岸町としてどのようになっているのかお聞かせをいただきたいのであります。

それから、地域協議会の設置の問題であります。先ほどご答弁がありました。この点について、構成メンバーに関心がいくわけでありましてけれども、この行動計画に地域の子育ての実態を適切に反映できるように、構成員について考える必要がある。そういう点で、先ほどのご答弁の中で、保育所の関係者としての保育所の職員、利用者の代表としての、いわゆる父母会といいますか保護者会といいますか、この会の役員の方、こういう人たちが構成員の中に入っていないようではありますが、その点の考えについてお聞かせをいただきたいということでもあります。

それから、このことについて大事な問題は、裏づけになる財源の問題であります。この点についてはどのようにお考えなのかお答えをいただきたいということでもあります。

以上です。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

それでは、私の方から三位一体改革に関する財源関係についてのご答弁を申し上

げたいというふうに思います。

この三位一体の改革、議員ご存じのとおり国庫補助、負担金、さらには地方交付税、それと、それを税源にかえて移譲する。その基本は所得税ということで、段階的に、今所得譲与税から、この物事が始まっているわけでございますけれども、実態的に、これを町に置きかえて考える。また、地方交付税の状況を考えますと、地方の税源が移譲されたとしても、地方交付税の役割といたしましては財源の不均衡を調整する機能ということと、地域にいて一定のサービスを受けられるその財源の保障機能がこの地方交付税に持たれているというのはご存じのとおりだというふうに思います。

そういう中で、今年度を含めて地方所得譲与税の交付を受けたわけでございますけれども、当然、その財源の調整機能が交付税の機能としてございますので、この、約 2,000 万に及ぶ所得譲与税も基準財政収入額に算入されまして、実態的には75%が差し控えた中で、その調整機能の交付税として反映されているという状況になっているということでもあります。

それと、特に今年度の交付税、一般財源化による全額交付税に算入するということで国は言うてございますけれども、その中の特に保育所につきましては、基準財政需要額、入所人員によって算入された計算式が示されております。その中では、昨年度のベースでいきますと 4,567万 2,000円が、国と道から負担金をいただいていたという経過でございますけれども、この計算式から示された中で 5,777万 5,000 円程度の算入が今年度しているということの情報をいただいております。

しかしながら、この国・道の負担金の削減額、計算上カバーされていることになってございますけれども、全体的には交付税の中の取り合い、総体がふえているわけではございませんので、ほかの種目が削減されて帳じりが合わされている実態にあるというふうに我々は認識しております。

この、今年度の交付状況を見ますと、一般財源化に伴います所得譲与税の交付、さらには交付税の中で財源を見ていくということでございますけれども、公立保育所がなくても、実は基準財政需要額に算入されている。保育所がなくてもされているというのが交付税上でされております。ですから、保育所のサービスをしなくても需要額に算入されているというのは、今回の措置の中で明らかになったことでもあります。

このことで、人口割合で所得譲与税についても一定割合が交付されておりますので、町で行っている国庫補助、負担金の補助金を受けて事業を行っても行わなくても、このような一般的に交付税、もしくは所得譲与税の中で、包括された中で財源が交付されているというのが実態であるということでもあります。

そういう状況でございますので、我々としては、この種目だけをとらまえて国が言っておりますけれども、全体的な交付税制度からいたしますと、きちんとして、この全体の中の交付税として入っているということについては、財政当局としては若干疑義を持たざるを得ない状況にあるということでもあります。

それと、地方交付税、都道府県を含めて補正係数を含めて半減をするという情報はいただいておりますけれども、市町村についても見直し、これは逐次行うということになっておまして具体的には示されておられません。しかしながら、一番危惧いたしますのは、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、この地方交付税自体は、普通交付税自体は10万人を標準としてこの算入がされている。段階補正の中では、その人口の少ない中で、この町民、住民の行政サービスをきちんと行うために上乘せに、基準の中の段階補正をいただいているというのが実態であります。そういう中での見直しも含めて行っていくことが危惧されております。

それと、特に、今回町長の答弁でも申し上げましたとおり、地方公共団体の効率的な財政運営を促進する算定の見直しを検討するということを言われております。これは何を言っているかといいますと、一定の行革の努力をしていただきたい。各町がですね。ということは、民間委託や各種いろいろなシステムの導入をすることによって経費の節減を図っていく、そういう市町村に対して、算定について何らかの措置をしていく。それと、逆に収入面におきましては、標準的な徴収率というんですか、を上回った課税努力をしている団体については、逆に言うと、この算定の中で、どういう形になるかわかりませんが、今市町村の交付税として見直しをしていくということを、特に総務省の方で言われております。そういう動きがある。ですから、今までいろいろな意味で財源保障とか財源保障機能、または調整機能の部分の縮減をしていくということがこの市町村の交付税、制度改正も含めてされていくのかなというふうに思っております。

特に、これは総体から申し上げますと、国の三位一体改革は、全体では帳じりがとれているということになりますけれども、小規模の町村、我々みたいな町にして

みると、どうもこれがきちんと税源が移譲になったとしても、その金額が交付税と国庫補助金の、きちんと今まで交付されてきたものが保障されるという状況にはなっていないではないかということで私どもは考えております。ですから、これらのことを含めて、特に町村会のいろいろな形に、要望も含めて世論づくり、これはしていかなければならないというふうに考えておりますけれども、それに厳しさを、これからこの地方交付税についてはなっていくのではないかとこのように思っております。

それと、効率的な運用を促すということで、今回資料を示させていただいております平成16年度の地方交付税と臨時財政対策債の状況でございますけれども、この中に、昨年からことにわたっての増減状況を書かさせていただきました。臨時財政対策債振りかえ分、交付税が減額になったための振りかえ分としては、ここで1億6,700万程度を交付税で見たというかわりに臨時財政対策債が、逆に言うと発行しなくて済むという形になっておりまして、単位使用では約2億3,600万程度削減されている。それと、補正係数の中で6,543万2,000円という資料を出させていただいておりますけれども、この中に段階補正と言われるものが3,768万3,000円含んでおります。ですから、昨年度、これも計算が非常に難しいわけでございますけれども、昨年度はどうかというと、この中で段階補正といたしましては約3,000万でありますから、この段階補正の数値が、本来であればこれは動かないのが、3年間というのは動かないのが本当でありますけれども、どうも計算でいくと、これも700万から800万ぐらいふえて、計算上はふえている形になるのかなというふうに思っております。

そのほかに、厚岸町の独自の積雪度を含めて級地というんですか、雪が少ないということで級地が下げられているという影響と山間地の補正ということで、この厚岸独自分の2,658万9,000円という減額があった、それと、基礎数値の変更分として1,700万程度の減額。これは、基礎数値というのは学級数だとか子供の数だとかによって、減ることによってこういう影響が起きるということでありまして、そういうことも含めて今年度の交付税が決まってきたという状況になっております。

いずれにいたしましても、この段階補正、平成16年度で一応3年間というお約束でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、財源の調整なり保障機能のさらなる見直しということで、17年度からもこのことは行われていくだろうとい

うふうに考えざるを、今交付税総体の状況を考えますと考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

ですから、我々といたしましては、この3年間の行われてきた段階補正を上回るという想定はなかなかしづらいわけでございますけれども、この町といたしまして、これからもこのぐらいの段階補正を覚悟をしていかなければ、覚悟をした財政運営をしなければいけないのかなというふうに、私どもとしては今のところ押さえている。

これについては、さらに、その段階補正の中のことを言いますと8,000から1万2,000だとか1万2,000から2万人の人口規模の中のくくりがあります。ですから、厚岸町といたしましては今1万2,000という以上のくくりにいるということでありますから、それが1万2,000の人口を割っちゃいますとまた補正係数が変わるということであります。そうすると、今国が行っていることは、少ない人口のところの上乗せをやめていこうということでありますから、その1万2,000を割ることによってこの区分もどうなるかわかりません。それによって町としての影響は大きく受けるということになりますので、いずれにいたしましても、この町を、こういう市町村を維持していくということを、特に町村会に続いて、これは訴えていかなければならないことだというふうに考えております。

それと、ごみ、し尿、アウトソーシング、民間委託の関係でございますけれども、厚岸町といたしましては、今まで地元の民間業者の状況もございまして、基本的には、このことはもうある程度進んできているのかなというふうに思っております。ただ、すべて町内業者含めてそろっていない中で、この民間が役場のサービスを引き受けていけることができるかどうかも含めて、地域の状況を十分考えてこの民間委託というのは考えていかなければならないことなのかと思っております。ただ単に、ほかの町で行われております、大きな会社にすべての民間委託等々の例もございまして、今後、経費節減の意味でこの行政サービスの民間委託ということは考えていかなければならないことでもあります。しかしながら、大切なことは町内にそういう業者をきちんと育てた中で、きちんとした業務をしていくことが大切なのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これからの行政の見直しの中で、これらのアウトソーシングを含めて、再度、今までやってきてはおりますけれども、見直しをした中で

議 長
保健福祉
課 長

これからの行政運営をしていかなければならない時期に来ている。これは、庁内の中に財政改革の委員会もございませし、その他民間委託の関係の委員会もございませので、そういう中できちんとした議論を踏まえて、そのものを町民の皆さん、議員各位に伝えながら、町のよりよい方向を考えていく必要があるのかなというふう
に思っております。

私の方からは以上でございます。

保健福祉課長。

それでは、私の方からは介護保険と子育て支援関係につきましてご答弁をさせていただきます
と存じます。

まず、在宅サービス、それから施設サービスの関係でございますけれども、平成12年と平成15年の比較で若干申し上げさせていただきたいというふう
に存じますが、居宅サービスにつきましては、平成12年度は 4,217件ございました。それが平成15年度では 7,205件ということで増加をしております。

一方、施設サービスの方を見ますと、平成12年度は 1,301件、延べ数でございますけれどもございましたが、これが 1,156件というような状況で減少傾向にある
というような状況が出てございます。介護保険の制度ということで考えますと、家族介護から社会全体で支える介護へ移行する
というようなことで制度化がされ、この間進められてきたわけなんですけれども、厚岸町の介護度の状況を見まして、例えば平成15年度に申請のありました要介護3の方、1年たつて
どのような状況になったのか、こういうのを見ますと、例えば5名の方で要介護3で同じであった方が1人しかいない。要介護4になられた方が3人いて、さらに要介護5
になられた方が1人いらっしゃる。また、要介護4の方の状況を見ますと、1名の方、要介護5に介護度が進行している
というような状況が見受けられております。これは家族の方の介護する力と申しますか大変な状況になってきているのかな
というふう感じておまして、それが結果としまして施設の方へ利用を図っていく、そういうようなことで動いていく
ような状況になっているのかなというふう考えております。

さらにはまた、施設待機者の状況でございますが、先ほどの答弁で申し上げました 388人の認定者数のうち施設に入られて
おります方は管内で67人いらっしゃいます。さらには、施設を希望されておられます方、この方は82人いらっしゃる
という状況で、施設希望の施設のニーズと申しますか、これにつきましては、合計します

と 149人の方が施設を希望されているというような状況になっております。特別養護老人ホーム心和園の定員につきましては50人というようなことでなかなかあきが出ない。さらには、管内の方にも重複して申し込まれあきを待たれている方もいらっしゃる状況にございますが、ほかの町村の施設につきましては、どうしても自分の町村の方々を優先させるというような方向が現在強まっております関係上、なかなか厚岸の方がそちらに入れるような状況にはなっていないということが現象として出ております。

しからば、増床等々展望する必要等々あるわけなんですけれども、これも国の参酌標準、この関係によりまして、どうしても厚岸町の増床は補助金に頼らざるを得ない。この補助金の決定等々につきましては、どうしても釧路市内等々足りないとところが優先されるというふうな状況で、厚岸町にはなかなか回ってこないというような実態もございます。現状としてはそのような状況になっているところでございます。

次に、子育て支援関係でございますが、私の方からは地域協議会のメンバーの関係、それから財源対策の取り組みの関係でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、地域協議会につきましては、確かに女性委員が少ないというような状況になってございます。それで、入っていただいております女性委員につきましては、女性団体の代表の方1名、それから、子育て支援センターの職員が1名、それから子育てサークル役員、この方が1名というような状況で参加をいただいております。確かに、女性の声を吸い上げるという点ではどうなのかという心配もございます。そのようなことから、可能な限り女性の方々との懇談の場を持って、その中で多くの女性の方々の声をじかに聞いて、そして行動計画に反映させるというような道をとりたいというふうに考えてそれぞれ計画をしている段階でございます。

さらには、財源対策の問題でございます。

この関係につきましては、私どもの町だけではなく近隣町村の町も同じような悩みを抱えております。さらには、6月4日に閣議決定をされました少子化社会対策大綱というのがあるようでございますけれども、この中では、この次世代育成支援対策推進法、これを若干上回るような内容も、それぞれ地方自治体に求めているというような情報も最近入ってきております。

そのようなことで、全国知事会においては、8月19日なんですけれども、この次世代育

成支援対策推進のために行動を起こそうということで、全国すべての市町村から知事会がアンケートを取りまとめると。その中で、財源対策についての考え方、これをそれぞれの市町村がどのように考えているのか、そのようなことについて意見をいただきたいというようなアンケートが入りまして、私どももこの関係につきましては率直なご意見を記入いたしましてお返しをしたところでございます。

やはり厚岸町として行動計画をつくりましても、それを推進するとなりますとやはり現在の財政状況では、町単独ではなかなか難しい面もございます。そういう点で、国としてしっかりとした財源対策、制度、そういうものをつくっていただくという必要があるだろうというような立場で全国知事会にお返しをし、全国知事会の動きを大変期待をしながら見守っている最中でございます。

以上でございます。

議 長

14番。

14 番

財政の問題についてはまた、予算でもお伺いしようというふうに思っておりますけれども、いずれにせよ、補助、負担金についても減らす。減らしたかわりに、減らした分については、例えば地方交付税で見ますよというふうに国が言っているんだけど、現実的にはただ言っているだけの話で金が来るわけではないと、こういう状況なんですね。その辺については町村会等を通じて国に強く働きかけているというふうに思うんですが、もっともっとやっていかないと財政が逼迫する一方なんですよ。さらに住民サービスは低下していくと、こういう状況になるわけですから、その辺は、現実がどうなっているのかということをきちんと伝えるのと同時に、そういう運動を強く起こしていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

ただ、財政は苦しい。例えば、広報を見ましても、財政が苦しいんだということは言っているんだが、どうしてそうなったのかということについては触れていないんです。その辺はやはり、明らかに町民に伝えるべきではないのかというふうに思うわけでありまして。

11月になりましたらどんな方策が出てくるのかわかりませんが、町村の財政を十分に満たすようなものにはならないことはもう目に見えているというふうに思います。そういう点で頑張っていただきたいというふうに思いますね。

それから、また具体的なことは予算でお伺いするようにいたしますが、介護保険

の問題なんです、この点についてはきちんとした、なかなか答弁が今まで戻ってきていないんですね。それは何かといいますと、介護保険の認定を受けながらサービスを受けない、サービスを利用しない、こういう方々がおられますね。それから、限度額いっぱい、介護の度合いで限度額がそれぞれ上限が決まっておりますけれども、大体4割ぐらいしか金額の上では利用していないというような状況がありますね。このことについては、具体的にこの内容をつかんでおられるのかどうなのか。それが、利用料が高い、保険料が高い、こういうことで難度に利用できないのかどうなのか。その辺をつかんでおられるのかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思いますね。

それから、全体的に答弁をお伺いしておりますと、施設の関係については、管内含めて待機者が多いと。介護の施設を利用したいという要求に、ほとんどこたえられないような状況になっていると。例えば140人からの待機者がいるというご答弁をいただきましたが、これについても、根本的なやはり対策が必要なのではないのか。前のお話をしておりますけれども、介護保険料をいただいているわけでありますから、それに見合った介護のサービスができないということになると、これはおかしな話ですね。保険料だけは取るけれども要求されるサービスにこたえられないというのでは困るのではないですか。その辺については、なかなか財政的な問題もありますね。今、特老を増床する、簡単にはいかない面がありますよね。財政的な問題もありましょうし、厚労省との関係もあるでしょうし。しかし、現実的にはその施設が不足しているために、大変な思いでいる、そういう方々もたくさんいるという答弁でありますから、どういうふうにこれを打開していくのか、その点についても一度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議 長
町 長

町長。

再質問、再々受けたわけでありますが、私から基本的なことについて答弁をさせていただきます。詳細についてはそれぞれの担当から答弁させます。

まず、三位一体の改革であります。

私は国においても地方においても構造改革をしなければならない事態を迎えているという認識をいたしております。しかしながら、国における三位一体の改革については、多くの疑問点を持っておるわけであります。

特に、平成16年度の地方財政計画におきましては、先ほども申しましたけれども、

地方交付税及び臨時財政対策債が前年度比で12%削減されたところであり、その結果、厚岸町は何とか予算編成ができたわけですが、同じ道内にありましても小樽市などは赤字予算を組まなければならないというような事態を迎えております。すなわち、地方税など自立財源の割合が低く、地方交付税など依存財源の高い今日の歳入構造になっております。このことについては、国も十分に、私ども市町村を通じ、声を高く、今回の改革についても申し上げているところではありますが、いかんせん、地方の声が届いていない、そういう私は認識をいたしております。

もう一つは、やはり、地方分権の時代を迎えておる中で事務事業量というものが多くなってきております。ところが、法律を改定をしないで財源だけを削減するというやり方については大きな問題であります。例えば、先ほども議論になりましたけれども保育所の関係であります。昨年、一般財源化されました。所得譲与税をもって対応しているわけですが、この保育所の設置と申しますのは児童福祉法に基づいて設置をされております。ところが、この法律には設置基準があります。画一的であります。財政だけを削減し設置基準の改正もしないで、それぞれの自治体で運営しなさいということについては、私は反発を申し上げておるところであります。このような実態であります。

もう一つは、都市と地方の対立をつくってしまった。すなわち、人の少ないところにおいては補助金を削減をしますよという思想、これは、私は反対を申し上げております。やはり、人の少ないところには財源の保障機能というものを理解していただかねばならない、そのように考えておりますので、この三位一体改革に当たっての国のあり方については、今後とも地方の声というものを大事にさせていただくように、これからも関係各位と連携をとりながら運動を展開していきたい。11月にその内容が明らかになりますが、今後我々は注視をしながらしてまいりたいと、かように考えております。

もう一つは介護保険事業であります。田宮議員もご承知のとおりであります。この介護保険事業と申しますのは、住みなれた地域や自宅で、できる限り自立した生活を実現するために制度化されたわけであり、そのためには、給付と負担の関係が安定して維持できなければならないことが大事なことであります。今、田宮議員からもお話がありましたとおり、利用者のニーズに、それでは合っているのかということになりますといろいろな問題があるわけでありまして、去る7月30日に

は介護保険制度見直しに関する意見が出されたわけであります。その中で、田宮議員からご指摘がありましたような、各界各層からいろいろな意見が今出ております。このことについても国が真摯に受けとめながら、将来ともに立派な介護保険制度を確立できるようにお願いを申し上げていかねばならないと、そういうように考えます。

また、次世代育成支援対策法の関係であります。先ほども議論となりましたけれども、やはり少子化対策は私は厚岸町にとっても大事な問題だと考えております。やはり、子育て支援対策等も十分に考えた、地域に根ざした行動計画をつくらなければならぬと、そのように考えておりますので、これについてもご理解をいただきたいと存じます。

議 長
保健福祉課 長

保健福祉課長。

それでは、私の方から介護認定を受けながら利用されない状況につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

ことしの7月の給付実績でございますけれども、利用された方は257人ということでございます。それで、限度額の関係からいきますと、その方々の利用率につきましては37.3%ということで4割以下というような状況になっております。どうしてこういうような低い数字が出るのかなということで若干分析をしたわけですが、家族に介護力があるということで、本当に必要な部分だけお願いするというような方とか、あるいは現在の利用しているメニューで十分であるというような声が多いように感じております。

さらには、未利用者の状況でございますけれども、利用されない方が71人いらっしゃいます。それぞれの理由でございますが、医療機関に入院中で利用する機会がなかった、あるいは、家族で介護できますよと。それから、福祉用具購入だけとか住宅改修のみ利用ということで、それ以外の毎月の利用については現在必要ないですよという方もいらっしゃいます。それから、施設の入所希望でもってほかのサービスの利用は考えていないというようなこともございます。実際に、現場で介護サービス、ケアプラン等々携わっておられる方にお聞きをした状況によりますと、現在のところ、経済的な理由によります未利用者というのは出現していないというふうに報告を受けているところでございます。

以上でございます。

議 長

以上で、田宮議員の一般質問を終わります。

次に、16番、竹田議員の一般質問を行います。

16番、竹田議員。

1 6 番

平成16年第3回定例議会において、さきに通達いたしておりました質問通告書に基づいて、2項目10点について次の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

太田中学校向かい道路の事故の経過についてであります。

事故後の問題はすべて解決したのかということで、被害者、加害者ともに、どういう経過になっているのか。また、防雪さくの設置は急務だと思うが要望はしているのか。学校長の判断は大事であるが、今後二度と起こらぬように、校長など、また教員に対してどのような指導を周知徹底したのか。連絡体制の強化についてはどう改善すべきなのか。

2番目に、あつけしの家づくり協会や厚岸町技能士会についてであります。

あつけしの家づくり協会、または技能士会などのボランティア活動を通して、町として今後何を期待しているのか。互いの連絡協議を今後密接にしていくためにはどのような方法を考えているのか。町に対してのボランティア活動を町報でアピールしてはどうか。少ない額の入札を協会を通して任せる方法はどうか。町の土地を利用し、若年労働者のために安い土地を提供してほしいとの要望に対してどうなっているのか。店舗、空き家の活用を協会として協力しながらの活力するまちづくりをどのように考えているのかについてお尋ねいたします。

よろしくお願いいたします。

議 長

町長。

町 長

16番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、太田中学校向かい道路の事故の経過についてのご質問であります。このうち私からは、防雪さくの設置を要望しているのかとお尋ねにお答えをいたします。他の部分については、後ほど教育長から答弁があります。

太田中学校の教員が犠牲になられた2月23日の痛ましい交通事故の後、3月4日に厚岸町役場の交通安全担当と、厚岸警察署及び道路管理者である釧路土木現業所厚岸出張所の関係者が事故現場において交通事故道路診断を行っております。この診断時には、同様な事故の再発防止のためには、事故の要因となった地吹雪による

視界不良を防ぐために対策が必要であると関係者の見解も一致しました。道路管理者である鉤路土木現業所からは、当該箇所への防雪さくの優先設置を検討することの意向が示されました。その後、土木現業所では、事故現場付近に仮設の防雪さくを設置して、その効果などの影響を調査する方針を立て、ことしの降雪前にはこの仮設防雪さくを設置することにしております。この設置後、冬期間1シーズンの調査を行い、これに基づき、効果的な位置や方法で正規な防雪さくの設置を進めたいとの回答を得ているところであります。

次に、あつけしの家づくり協会や技能士会についての質問であります。あつけし家づくり協会は、平成14年より現在まで、ボランティアで町内の学校を初め、今年度は集会所の補修を実施いただいたり、今後補修予定のものがあると聞いておりますし、技能士会ではボランティアで年1回、小学生を対象に木工教室を改善センターで開催していると聞いておりますが、今まではそれぞれ所管課と直接相談し取り進められておりました。

町として、今後何をしてほしいのかとの質問であります。今後、町有施設の営繕のあり方も含め、家づくり協会にお願いしたいものや町が実施しなければならないものを関係各課と協議し、その上で協会とご相談したいと思っております。

次に、お互いの連絡協議を今後密接にしていくための方法についての質問であります。あつけし家づくり協会が行うイベント等の案内はいただいておりますが、定期的な連絡会議はなく、さきに質問者が言われておりますが、地震など災害時の対応について町と連携を図らなければならない問題もございますし、今後、協会構成員の繁忙ということもあり、時期的なものを含め家づくり協会と協議し、連携体制づくりを検討したいと考えております。

次に、ボランティア活動を町報でアピールしてはどうかとの質問であります。今年度開催されたまちづくり地域懇談会の中でも、協働のまちづくりの実践例として紹介させていただいておりますが、地域においていろいろなボランティア活動をされている団体もありますし、それらとの整合性も含め、広報紙面の活用については担当課と協議してまいりたいと思っております。

次に、少ない額の入札を協会を通して任せる方法はどうかとの質問であります。町の発注工事にかかわる入札に参加する場合には建設業法による建設業の許可を受け、2年以上当該建設業を営んでいることが条件となりますし、公共工事の入札及

び契約の適正化の促進に関する法律により施行体制の適正化が図られ、工事丸投げの全面的禁止となり、請け負い業者が施工監理を行わなければならないなど難しい問題がありますし、少額といえども競争原理を働かせる必要もあり、協会で仕事を割りつけする行為は公正取引に反する行為にもなりますので、さきの第2回定例会において、14番、田宮議員にお答えしておりますが、建設業の許可がなくても入札、見積もり合わせに参加できる少額工事事務取り扱い要領により、町内業者に受注機会がふえるよう、さきに関係課に周知したところではありますが、今後においても、できる仕事については配慮されるよう指導してまいりたいと思います。

次に、町の土地を利用し、若年労働者のために安い土地を提供してほしいとの要望がどうなっているのかとの質問であります。平成13年9月第3回定例会において町の遊休土地の利活用について、若い世帯者に対しての持ち家住宅建設の考えはないかとの質問に対して、厚岸町としては、今日の人口減少を考えると定住促進対策の必要性も理解できますが、地域産業の活性化、働く場所づくりなども含め、今日の財政状況を考慮し検討してまいりたいとお答えをいたしました。

その後、町の第1次財政改革計画により、特に、今後においても公共施設用地として利用計画のない普通財産の町有地を売り払いの公募をしておりますが、適正価格での購入希望者は少ない状況にあります。若者の定住促進を促すための遊休地化した町有地の処分に当たっては、その対象価格も含めた条件など整理しなければならない問題もあり、今後検討してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

最後に、店舗、空き家の活用を協会と協力しながら、活力のあるまちづくりをどのように考えているかとの質問についてですが、平成15年1月にまとめた厚岸町中心市街地活性化基本計画では、空き店舗を活用したチャレンジショップの展開や地域づくり活動拠点としての活用を想定しております。この方針を具体化するため、平成15年度に行った厚岸町湖南地区まちづくり事業計画の策定作業の中で、まちづくり団体等に具体的な空き店舗を示しながら、チャレンジショップや貸しボックスによる商品販売、さらには、高齢者のたまり場としての活用を町側から提起し話し合いを重ねてきましたが、運営の受け皿や事業採算性のリスクをカバーする方法について結論を見出せず、今後の課題として残ったところであります。

また、本町には空き店舗や遊休化した土地などの情報を発信する業者がなく、こ

のことが商店街などへの、町内外からの新たな参入の足かせになっていることから、空き住宅情報を含めた不動産情報を一元化した発信できる体制づくりについて、家づくり協会とも相談しておりますが、今のところ具体的な対策を見出すに至っておりません。今後とも連携可能な団体などと相談しながら、商店街活性化対策や住宅政策に取り組んでまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議 長

教育長。

教 育 長

私の方からは、質問事項の1点目、太田中学校向かいの道路の事故後の経過についてお答えいたします。

本年2月23日午後、猛吹雪の中発生した太田中学校教職員の交通事故についてのその後の経過等のご質問でございますが、死傷者7名と大変痛ましい大惨事の発生から7カ月を経過いたしました。亡くなられた先生の残されたご遺族の、ご家族の心境を察するとき、改めて事故の悲惨さと重大性を痛感しているところであります。負傷されました5名の先生のうち、傷跡形成治療を後日行うこととした1名を含め全員の先生がこれまでに完治しており、それぞれの学校職場で教壇に立っております。

加害者との補償問題ですが、亡くなられましたお二人の先生のご家族の方から、大型自動車を所有、運行していた会社を相手に損害賠償を求める民事訴訟を釧路地方裁判所に起こしており、現在も係争中であります。

また、負傷された5名のうち比較的軽傷であった2名は既に示談が成立し、中等傷であった3名のうち2名も近日中に示談交渉に入り、1名は形成治療後に示談を進めたいとの意向であります。被災を受けた2名のご家族と4名の先生からは、公務上の災害として、また1名の先生からは通勤途上の災害として認定請求が出されましたので、地方公務員災害補償基金北海道支部に対して、公務災害、または通勤災害認定請求書を提出しております。

一方、加害者本人の大型自動車の運転手は、業務上過失致死傷罪、刑法第211条に問われ、先般、禁固2年6カ月、執行猶予4年の判決が下っております。

次に、学校長、教職員に対する指導徹底の質問でございますが、今回の事故を教訓として、児童・生徒の通学の安全確保はもちろんのこと、教職員の通勤についても適切な対応が求められております。教育委員会といたしましては、第1回定例町

議会の教育行政報告並びに一般質問の答弁でも、今後の対応についての考え方を説明しておりますが、とりわけ、冬期間においては気象状況は刻々と変化していきま
すし、地域の地形などによっても吹きだまりができるなど、通勤・通学路の状況は
その場所によって大きく異なることが予想されます。各学校に対しては、町の気象
情報を直ちに流すとともに、学校は当該地域とも連携をとり詳細な情報収集をして、
学校間の協議等を経て的確な判断をするよう指示をしているところでございます。

また、教職員みずからさまざまな情報収集をしながら、状況によっては学校長の
指示を仰いだり特別休暇などを利用するなど、万全な指導をしてみたい。

なお、本年4月の人事異動で新たに着任した学校長、教職員も多いことから、11
月をめどに校長会議で調整協議をし、その結果を全教職員に周知徹底してみたい
と考えておりますのでご理解願います。

次に、連絡体制の強化と改善についてのお尋ねであります。小・中学校の臨時
休校等の最終決定までの連絡体制については、12校を山間部、真竜地区、本町地区
の3ブロックに分け、それぞれに代表校を置いて、情報収集や協議を行う体制とい
たしました。

また、各学校区の地域の状況把握に当たっては、保護者等から情報提供等の協力
を得るための体制づくりを学校とも協議してみたい。さらに、学校長と教職員
との緊急連絡体制についても再度調整し構築するよう指導してみたい。

児童・生徒の各保護者への連絡については、可能な限り防災行政無線を主体に利
用してみたいと考えております。

以上でございます。

議 長
16 番

16番。

太田中学校の事故に関してですけれども、この中身について、起こったことにつ
いては仕方ないと言うしか言いようがないのかな。それに対して、今後どのような
対策をとっていったらいいのかということが大事だということから今回の質問をさ
せていただいたわけですが。

ここで問題なのが、学校側の、車を押していた時点で、被害者であった先生たち
が余りにも無防備な状態で車を押していた。火炎灯をたくとか、相手に知らせる
ための行動というのが一切なかった。そういったことから、今回、加害者でありま
す本人に対しては裁判は終わったと。しかしながら、会社とまだ賠償責任が、損害

賠償がまだ決定していない。この中のことをよく聞くと、なぜ決まらないのかということに関して、やはり、その先生方の車を押している状態のときに知らせるといふ行動判断がなかった。そういうことで私聞いております。

そういったことから、そういった車の押すとかそういった事故を防ぐための、未然に防ぐための部分についても、やはりとっさの部分でなかなかできないと思うんですよ。がしかし、学校の玄関に、冬になるからいつでも持ち出せるような、そういう火炎灯、車には常時積んでありますけれども、そういったものを用意するとか、誘導棒を用意するとか三角灯を用意するとか、そういうものをやはりこれから置いていくような考え方をしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

それから、防雪さくについてなんですけれども、一番先に学校の方から、当事者である太田中学校の校長、教頭並びに先生方、父兄から、防雪さくを大至急つくってほしいという要望はあったのかどうかですね。こういった事故が起きて周りが何かおぜん立てをするということではなくて、当事者である学校みずからそういう動きをしたのかどうか。要するに、学校自体が起こした事故というふうに考えてもいい大きな事故だったというふうに思うんですよ。そういった部分で、学校の教員みずからそういう運動を起こしたのかどうなのか、その実態を教えていただきたいと思えます。

それから、学校長の判断が非常に大事であるという、答弁の中にもありましたけれども、学校側が、私自身学校の当時校長に聞きましたけれども、学校はともかく地域とも連携をとり、詳細な情報収集をしてということに書いてあります。また、保護者からの情報提供の協力を得るためにも書いてあります。このことが当時は怠ったんですよ。3人以上とか3件以上の情報収集を校長がとり、その上で校長が判断をし、下校するのか下校をやめるのかという判断をするというふうに、一応私は聞いております。この事故当日朝、校長はそれを怠ったというふうに聞いております。これは本人の口から聞いています。

その上でお聞きしたいんですが、そういった怠るような部分で、ふだんからやはり周知徹底していたのかということですよ。

それから、最近、関係ない話なんですけれども、教員というか教職員の姿勢、態度、学校の先生というふうに言われる昔の先生とは随分違ったイメージが崩れてき

ている。サラリーマン教師なんていう言葉も出てくるくらい、教職員というか教員というその部分について非常に昔から離れているような気がするというふうに父兄から随分聞きます。そういった、子供に対しての優しさ、教育面での優しさというものが非常に欠けてきている部分があるのではないかなと。そういった、それを指導する校長の側にもそういった姿勢が見られるからこそこの事故につながるという要因もあるのではないかなと思うんですね。

そういった部分でも、教育者に対してのそういった部分からの指導というものがどうあるべきなのか、どうすべきなのかということも考えなければいけないと思うんですね。それに対してどういった指導を、各校長、教職員にしているのかということもお聞きしたいと思います。

連絡体制の強化についてはどう改善すべきかということでここに書いてありますので、まずはわかりました。

それから、あつけしの家づくり協会や技能士会についてということで、常日ごろからいろいろな活動をしている中で、厚岸町に対してこうしてほしいああしてほしいということは、各団体からいろいろと町に対して言ったりお願いをしたりということがあるんですけども、町自体からそういう団体をいち早く把握してお願いをする、頭を下げて、こうしてほしい、協力してほしいんだ、そういうことが本当に少ないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

僕は今回、この技能士会、あつけし家づくり協会、このすばらしい組織団体があるということで、私も会員の一員ですが、家づくり協会は建築15軒、木材会社1軒、管設備2軒、板金工事3軒、内装工事2軒、塗装2軒、電気2軒、砕石会社1軒という28業者が参加しております。

また、技能士会においては、建築16軒、鉄工1軒、板金1軒、電気が2軒、内装が1軒と21業者で技能士会のメンバーが42名という、厚岸町においてはかなり大きな組織団体で力もある団体だと思います。

また、先ほど町長からも答弁がありました総務・教育・生涯という3つの課からこの技能士会がなっているそうですけれども、この生涯課から木工ふれ合い教室などが、平成15年、16年と2回に続け、参加者も2年で78名、12チームをつくっての形成でやっている。技能士会の方でお聞きしますと、小さなうち、小学校のうちの教育の部分から、木工教室を通じて技能という部分に触れ合いを感じ、その中で自

分のみずからの進路などを考えていただきたいという、そういう部分から始めたそうなんですね。こういった部分。

それから、あつけし家づくり協会も、奉仕活動として平成12年にあつけし家づくり協会が発足して、厚岸町の経済が非常に低迷している中で、建築業界も非常に低迷してきた。その中で、苦肉の策として家づくり協会をつくり上げて、この経済を、不景気をどうにかして乗り切っていこうというのが立ち上げの根本の理由だった。その前に、この立ち上げの根本は、大きな要因は厚岸大橋からの松葉町通りのこの道道に対しての、その当時5億円だとか10億円とかというお金が流れ込んできて、厚岸の松葉町通りの活性化事業とかそういうのがあった。今はなくなったんです。

そういった部分で、地方からの、もしその事業ができたときに地方からの業者を食いとめて、何とか厚岸町に仕事をたくさんとって経済を盛り上げていこうという家づくり協会の発足の意図があったそうです。それも断念になってなくなっちゃいまして、次に、ではせっかくつくった団体なので、町も財政が厳しいのであれば何とか町に対して協力していこうじゃないかという趣旨を変えまして、平成13年、翌年からいろいろ考えまして、平成14年に学校の奉仕活動、この部分については、私の知るところに、調べによると約60万相当のお金を費やしての真竜小学校、中学校2校を、ほか3校、5校を奉仕活動に当てた。

また、町に対してはあやめが原の雑草駆除をやった。15年には、4月に学校奉仕活動をまた始め、町内の小学校、中学校校舎の修繕をやった。そして次の年もあやめが原の雑草駆除などをやった。10月の地震の起きたときには十勝地震のお見舞いのチラシも入れた。こういった、町民に対して、学校に対して技能士会並びにあつけし家づくり協会がいろいろと頑張っているわけです。

そういったすばらしい団体が、これをやりますよあれをやりますよと言ったら、ああそうですかという受け答えしかない。町の方から、この財政の厳しい中で、じゃこれをやってほしいんだというお願いがされているということが非常に、行動的でない。お願いしている部分もないということに関して、非常に何かこう圧迫した部分があるようで、何か感じられないという部分があるんですよ。そういった部分についてももう一度お聞かせ願いたいと思います。

議 長

教育長。

教育長

まず、私の方からは、太田の事故についての再質問についてお答えをいたします。学校側の先生たちが車を押していたこと自体無防備ではなかったかというふうなご質問でございます。確かにその部分判決の中にも出ております。ちょっと読み上げますと、道路上に7人もの者が立っているなどといった事態を想定することは必ずしも容易ではなく、逆に被害者らのうちだれかが見張りをして、視界が悪くなればすぐとめるなどの行動をとってれば、本件とは違った結果になっていたのではないかという思いを禁じることができないというふうな言い方であります。決して責任があったという言い方ではありません。そのことによって回避できることもあった。これは、法的にはお伺いしますと、高速道路では義務として、後続車に対する周知義務というのがあるけれども、一般道路にはその適用はないというのが一般的です。ただ、視界がかなり悪くなるという状況、ただ、判決でも言っていますけれども、視界が悪くなったときに法定速度で走っているということ自体にやはり重大な過失があることも、まず先に言うておかなければならぬことではないのかなというふうに思います。

ただ、この事故を教訓に、教育委員会としてすぐに誘導棒については2本ずつ各学校に配置いたしました。万が一押すような事態が起きた場合に、これは絶対に助けられないということではないわけですから、助けに行くときには十分後方に気をつけて誘導してほしいという意味で誘導棒の配置をいたしました。

また、防雪さくの問題につきましては、学校の問題もありますけれども、教育委員会としても要望しなければならなかった事態かなど。ただ、前の議会でもお話ししましたが、今回の3回の吹雪、同じような形で発達してくる吹雪というのは最近特にふえてきた傾向であるというふうに考えますし、その中で、学校自体としてどうであったかというのは非常に難しい問題と、いち早く関係機関が今回は対応していただいて防雪さくの設置ができるということは大変ありがたいことだなというふうに考えております。

また、学校長の判断、これはもちろん大切な問題であります。ただ、1つの学校の判断ではなく、先ほど申したとおりの連絡網をつくりながら、特に山の地域の気象の変化等についてはいろいろな情報を得て総合的に判断していきたい。そして、特に太田の場合は、太田小学校、中学校、両方合わせてのスクールバスという関係もあります。あのときの説明会の中でも、小学校においてはそれぞれの地域からの情

報を入れていたという話もありますし、まずもって、生徒たちは時間を繰り上げて早く帰す。しかもそのときには、管理下の車両の体制も整えて送り届けた、無事に送り届けたというあたりはご理解をいただきたい。

今回の事故について申しますと、基本的には1回出勤しているわけですから、年次休暇を取得して帰ることについての問題については、できるだけ天候が回復してから帰りなさいというふうな指導はできても、やはり大人としての自己判断というものもあるわけですから、そこら辺は今後教職員もともに、こういうふうな異常な気象が頻繁に起こるんだというあたり、今回の台風での風の強さにも驚きましたけれども、本当に自然環境の変化の恐ろしさというのを教職員とも一緒に考えて、今後十分事故のないように、この次の11月の校長会等で詳しく改めて指示をしてまいりたいと、かように考えております。

議 長
建設課長

建設課長。

私の方から、家づくり協会に対するお願いに対する公共施設関係の営繕関係に対して、町からもっと、みずから逆にアプローチしてお願いしてはどうかという形の説得、それが足りないのではないかというご質問でございます。

基本的には、まず先に家づくり協会のご協力に対してまず感謝するところでございますし、今年度についても、学校だけではなく集会所等についても既に実施していただいたり、周辺、また今後やっていただくという予定になっていることでございます。

それで、町の方としては、当然基本的には公の施設として施設管理者がいるわけでございますし、基本的には管理者みずからが修繕等を行って適正な利活用を図れるの本来でございます。しかし、ご承知のように厳しい財政事情の中では、なかなか思うように手がかからないという形の中では、家づくり協会の方でボランティアでやっていただいて、それについても多額の費用がかかっている状況でございます。今後においても、やはり町の財政事情が厳しいのは変わりませんが、やはり家づくり協会にお願いできる分、やはり基本的に財産管理者、施設管理者として町がやらなければならない部分ということを、町としても関係各課から要望をこれから吸い上げた形の中で、事前といいますかその上で家づくり協会とご相談し、それで、できるところは協力いただいて、やはり町がやるべきことは年次的にでも整備していくという考え方で進めていきたい、そのように考えておりますので、ご理解

議 長 いただきたいと思います。
 16 番 16番。
 議 長 防雪さくの設置について、過去住民からどのようなお願いをしていったのかという
 ことについて答えてもらえましたか。答えてないです。
 議 長 2回目の答弁漏れですね。
 教育長 教育長。
 教育長 学校自体からは、事故後いろいろな事故処理等もありましたし、そこまで気が回
 らなかったんだろうというふうに考えます。この点につきましては、先ほど申し上げ
 たとおり、教育委員会の方から申し上げるべき事項ではなかったのかなというふ
 うに考えておりますけれども、関係機関の方からいち早くそういうふうな協議をし
 ていただいたというふうに聞いております。
 議 長 それでは、昼食のため休憩いたします。 休憩時刻 12時00分
 議 長 本会議を再開いたします。 再開時刻 13時00分
 16 番 午前引き続き、竹田議員の一般質問を続行いたします。
 16番。
 16 番 太田中学校の向かいの道路の事故の経緯についてということですが、防雪
 さくを設置してほしいということを、学校、地域などからの要望があったのかとい
 うことについて先ほどお尋ねしたところ、ちょっと何か的的に外れていた答弁だっ
 たのもう一度お聞きします。
 僕が言いたいのは、このような大きな事故が起きたということで、学校の教育者
 として校長としてどのような痛みを覚えて、これじゃ大変だと。そういうことで、
 ぜひあそこに防雪さくを設けなきゃいけないんじゃないか。その話は、事故が起き
 る前からも防雪さくをつくってほしいというような地域住民の声はあったけれども、
 要望はあえてきちんとした形のものではしていなかった。毎年あっちの学校の前か
 らちょうど防風林、防風林が切れている、ちょうどその牧草地のところなんですよ
 ね。その部分が毎年毎年吹きさらしがあった。そういうのをずっと見てきているわ
 けですよ、住民がね。そういうことで、住民との対話の中で、早く、一日も早くあ
 そくに防雪さくをつくってほしいという要望をしたのかどうか。学校として
 の教員の意識の問題があるので、そこをこうきちんと聞きたいんですよ。要望した

のであれば、いつごろきちんとどういった形でどこに要望したのか。その辺を、教育長としてもどのような形をとって要望していったのか、その辺をもう一度詳しく聞きたいと思います。

それから、家づくり協会の方のことなんですけれども、若者に定住をしてもらいたい。若者が、たとえ仕事が厚岸町になくても、地方に出稼ぎに行ったときにはまた帰ってくる。釧路に就職があればそこから行ってまた戻ってくるということで、厚岸町に在住ということの形をとっていただければ、町財政というのは圧迫の危機から少しでも救われるのじゃないか。そういう意味から、町に安い土地をくれと言っているんじゃないかと、町に安い土地があればですよ、安い土地というのは高い土地を安く売ってくれというんじゃないかと、安い土地というのは売買価格が、土地の値が低い土地という意味ですよ。そういう土地があれば用意してほしい。そうしたら、くれじゃなくて買いますよ。買ってそこに定住される若者の家を安く建てられればなということなんです。その辺をご理解いただいて、本当にその土地が用意できるのかどうなのかということをはっきりと答えて3回目の質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 私から、若者の定住についてのお答えをさせていただきます。

先ほどの第1回目の答弁で申し上げましたが、私は前向きに検討させていただきたい、かように考えております。しかしながら、条件、また土地の価格等いろいろな課題があるわけでありまして。これらの問題を考えながら、どのような若者が定住できる方法があるのか。今ご指摘がございましたことも踏まえながら検討させていただきたい、かように思いますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 教育長。

教 育 長 防雪さくのご質問でございますけれども、3月の現場検証の時期に、既に警察の方から、あそこには防雪さくが必要であるという中で関係機関と協議に入るといふふうな連絡を受けております。事故が起こったのは23日、それ以降ほとんどの先生は入院をされているような状況でしたし、校長先生も体調が余り芳しくなく早期に退職されるという予定で、実は1月の大雪の折にそれを考えられて、3月31日で退職されるというふうな予定でした。ですから、そういうふうな状況を考えてみますと、その警察がそこに必要性を感じて現場検証のときに何らかの措置が必要である、吹雪対策強化をしなければならぬというふうな判断をする前に学校側からそうい

うアクションを起こすというのは、僕は物理的には無理ではなかったのかなと思いますし、そういうふうな対策がとられるということを知って、学校側としても、ああよかったなというふうな判断はされていたと思いますけれども、それ以前に学校側からのアクションというのは起こしていないというふうに僕は判断しております。

確かに、学校の先生はそこにおいて勤務して、大変ないろいろな場所がございますけれども、やはりそこら辺を把握して何らかの手だてをとるのは行政側の役割だというふうに僕は感じますし、今回の部分について言えば、警察側も今回の事故の状況を見た中で吹きだまりの部分ができやすいという認識に立っていただいた結果として今回の早い対策ができたのではないかなというふうに考えております。

議長

以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、12番、谷口議員の一般質問を行います。

12番、谷口議員。

12番

本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点について質問をいたします。

まず第1点は子育て支援についてであります。今子供たちを取り巻く環境は、以前では考えられないような状況が次々とあらわれ、信じられないような事件も各地で相次いでおります。こんな事件や事故が遠いところで起こっているとは考えられなく、意外と私たちの近くでも起こり得るのではないかと危惧するのは私だけではないと思います。

このような中での子育てをしなければならない子を持つ親、家族、そして地域や学校などこれらの人たちが、不安を取り除いて安心して子育てができるような、社会全体でその支援をしていかなければならないと考えます。

そこで、次世代支援計画の策定について、厚岸町の現在の取り組みと見通し、児童虐待防止の取り組みの経過と今後の方針、そして、町立厚岸病院での小児科医の固定医の確保と産婦人科再開設について質問をするものであります。

次に、河川改修等についてお伺いをいたします。

今、尾幌川の改修工事が北海道の事業で行われておりますが、現在の進捗状況と河川敷地の採草などについてどのようになっているか説明をお願いいたします。

最後に、矢白別演習場内の別寒辺牛川水系の砂防ダム建設についてであります。7月6日に厚岸町で行われた第5回の検討委員会の内容と、今後の方針について、

議 長
町 長

どのようにまとめられていくのか説明をお願いをいたしまして、私の第1回目の質問といたします。

町長。

12番、谷口議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、次世代育成支援計画の策定については、さきの14番、田宮議員の質問にお答えしたとおりでございますが、現在までの取り組みと見通しについて述べさせていただきます。

地域行動計画の策定に先駆けて、昨年12月に実施をした厚岸町次世代育成支援に関するニーズ調査の結果については、総括的な状況を厚岸町ホームページに掲載し町民にお知らせしているところであります。子育て世代が、これまでの厚岸町の施策に不足している項目として導入要望の高い新規事業には、乳幼児健康支援、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、一時保育事業、子育て短期支援事業があり、拡充を希望する事業は、地域子育て支援センター事業があります。基本的にニーズの高い項目については特定14事業の数量化に反映され、今後5年間の行動計画期間の目標値として明示されるものであり、現在、暫定値をまとめ、協議会において継続して検討いただいております。

さらに、町の子育て支援施策に関する意見、要望が98件、町の施策に関する意見、要望が249件寄せられており、平成16年6月に閣議決定された少子化社会対策大綱の中の重点課題に取り組むための28の行動とも合致する内容が多いことから、重点課題の検討及び施策事業の検討の作業過程で行動計画への位置づけを協議してまいりたいと存じます。

次に、児童虐待防止の取り組みの経過と今後の方針について述べさせていただきます。

次世代育成支援対策を推進するためにも、児童虐待防止対策等の充実、強化は早急に取り組むべき地域社会全体の問題であります。平成12年11月に地方公共団体の責務などが盛り込まれた児童虐待の防止等に関する法律が施行され、その後3年を経過して、児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が、本年10月1日より施行される予定にあります。

厚岸町はこれまで、児童虐待防止のために、乳児から高校生までのかわりが多い保健師、保育士、教師、それぞれに早期発見や情報提供の重要性について、資料

提供及び研修などの機会を提供し、釧路児童相談所や釧路保健所等関係機関との連携に努め、迅速な対応が図られるようネットワークの構築を進めてまいりました。

また、虐待を行った保護者への適切な指導と支援については、保健師の母子保健活動の中で信頼関係を形成しながら多面的に適切な支援に努めております。社会構造の複雑化と家族の形態の変化が進行する中、虐待も多様化しており、今後においても児童虐待の予防活動が重要な課題であると位置づけ、これまで以上に、地域において子育てにかかわる専門職や関係者と連携しつつ、虐待防止を包含した母子保健活動の展開に努めてまいります。

なお、教育長からは教育委員会関係についての答弁があります。

次に、3番目の小児科の固定医の確保と産婦人科の再開設についてであります。小児科医の確保につきましては、昨年まとめられた児童事業経営改善計画でも町立病院の方向性と、診療内容として内科、外科、整形外科、小児科を基本診療科目として明確に示しており、このため、私は小児科医師の確保につきましても常に念頭に置きながら対応してきているところであります。

小児科医師の現状につきましては、厚生労働省の資料によると、平成8年末で1万3,781人、平成14年度末で1万4,481人と、全国では5%ほどふえている状況にあります。いずれも大学等の附属病院や都市における総合病院などでの小児科医の増加であり、いわゆる診療所や100床未満の病院等では2.6%減少している状況にあります。小児科医師の確保は多くの町民の要望であることは十分理解しておりますので、私といたしましても引き続き努力をしてまいりますので、ご理解を願います。

次に、産婦人科の再開設のご質問であります。町立病院における産婦人科の診療については、当時の担当医師が昭和52年12月16日付退職以来閉鎖され、現在は診療科目にも掲載されておりません。新たに産婦人科の開設を行うとすれば、分娩室や新生児室の整備、そして、新たな設備の導入等の設備投資が必要でありますし、加えて、看護師の増員も必要になります。

一方、町内で産科医院が開設されていたときの地元での出産は10%程度と、平成13年第3回定例会の一般質問でお答えしておりますが、平成15年度で推計いたしますと、町内の出生数が120人であり、年間12人程度となり、収益上も今日の財政状況では大変困難であり、再開設は見込めない現状でありますので、ご理解

願います。

次に、河川改修と環境保護の2級河川尾幌川の河川改修についてであります。2級河川尾幌川の改修事業については、平成4年に尾幌地区が実施着工され現在に至っておりますが、今年度は事業費2億7,000万円で、延長750メートルの掘削と橋梁の下部工が施工されます。平成16年度完成時で全体掘削延長7,100メートルのうち2,400メートル、護岸工で全体延長2,275メートルのうち1,022メートルが完成されます。落差工については、尾幌川にかかわる5カ所のうち1カ所が改修されております。

事業費では、全体計画で51億円のうち平成16年度までに20億2,085万円が投入されております。前回の説明時には完了予定年度は未定でしたが、現在は事業完成年度を平成25年度として事業が進められております。

次に、河川敷地の採草についてどうなっているかということですが、釧路土木現業所に問い合わせた結果、河川法第24条による河川敷地の使用申請が4名から出され、占用許可を出して採草をされているとのこととあります。

次に、演習場内砂防ダムの第5回検討委員会の内容と今後の見通しについてのご質問であります。第5回検討委員会は平成16年7月6日に厚岸町で初めて開催されました。その主要議題は、矢白別演習場別寒辺牛川水系土砂流出対策等に関する中間報告であります。議事要旨については、討議内容を各委員、アドバイザーに確認の上、防衛施設局、厚岸町でそれぞれホームページに掲載しておりますが、討議の概要は、1つ、矢白別演習場別寒辺牛川水系土砂流出対策等に関する中間報告書（案）の事務局説明、2つ、中間調査報告に対する委員、アドバイザーからの意見等、3つ、新たな土砂流出対策の検討の、以上3点の議事が行われました。

委員会として、事務局が説明した中間調査報告（案）を踏まえ、新たな流出対策について今後検討していくことが合意され、その内容は次の3点で、1つ、別寒辺牛川水系の土砂流出対策については、各流域の土砂流出、生物、特にイトウ生息環境に十分配慮すべきとを考える。2つ、トライベツ川については新たな土砂生産源対策と、イトウなどの生息環境保全に配慮した既設施設の改修を検討することが必要と考える。特に、環境保全と施設機能確保を両立させるため、ダムの上下流の流水の落差、分断を回復する改良方法について具体的な検討が早急に必要と考える。3つ、現在計画中的フッポーシ・西フッポーシ河流域の土砂流出対策としては、水

辺環境を保全し、演習場としての機能を損なわない対策として、土砂生産源対策を含めた新たな対策工法の検討が必要と考える、以上3点であります。今後は、現在実施している河川環境調査を踏まえた議論が必要であり、今後、数回委員会を開催する予定になっており、今のところ最終報告を平成17年6月ごろを予定しておりますのでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議 長

教育長。

教 育 長

私の方からは、児童虐待防止の取り組みにつきまして、教育委員会関係についてお答えいたします。

児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待の防止を旨として、平成12年5月24日に公布され、同年11月20日から施行されました。さらに、児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が本年4月14日に公布され、本年10月1日から施行されることとなっております。

この法律で、教育関係者が特に注目しなければならないのは、児童虐待の早期発見と予防に努めなければならないとされた第5条関係です。学校の教職員は職務上、特に児童虐待を発見しやすい立場にあるため、第5条の趣旨を踏まえた実践的な努力が要請されています。

町内各学校におきましては、日常の教育活動や定期的な教育相談を通して児童・生徒の実態を把握するとともに、定例職員会議で、児童・生徒理解のための情報交換会を実施するなど児童虐待の早期発見に努めております。

また、教育委員会といたしましても、毎月各学校に生徒指導上の状況報告書の提出を求め、実態把握と学校との連携強化に努めております。

幸いにして、学校から児童虐待についての事例は報告されておりませんが、今後は発見時に適切に対応するため、教育委員会、学校、児童相談所、保健福祉課等と連携を図るとともに、再度各学校に対し、児童虐待の取り組みの強化を周知徹底してまいります。

また、児童虐待が、子育て、しつけ等と関連して、いわば日常生活の中で発生する可能性が極めて高いことを考え、学校教職員が保護者等に対して人権意識の啓発に力を注ぎ、児童虐待の防止にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長
1 2 番

12番。

ただいま、町長並びに教育長の方からご説明をいただいたんですが、再度質問させていただきます。

次世代のこの支援計画については、先ほど田宮議員が質問しておりましたので、私はこの問題を終わらして、この児童虐待等について若干質問させていただきたいと思います。

児童虐待については、児童虐待と言ったらいいのか幼児虐待と言ったらいいのか、非常に、今子供たちを取り巻く環境というか、それがもう大変な状況にあるのではないのかなど。それで、たまたま大きな事件になってしまってから、あのときはこうだった、このときはこうすればよかったというようなことがほとんどですよね。ですから、今回、兄弟が川に投げ捨てられて亡くなった事件なんかを見ても、かわい子子供たちが何カ月か前までは楽しい家庭の中で、あるいは保育所の中で生活をしているわけですよね。そして、それがかわいくビデオにおさめられているとか、写真に撮られているという状況ですよね。

それから、学校生活においても同じようなことがあるのではないのかなというふうに考えるんです。例えば、本当に、その家庭の中で親御さん夫婦がきちんとした生活が営まれていて、子供たちが学校に通っていても、そのための給食費や、あるいは、どうしても学校に納付しなければならないお金、そういうものがきちんと納められているのかどうなのか、そういうことも含めてきちんと調査をしていかないとならないというふうに私は思うんですよね。そういうことが、どういう形であらわれるのかというのは、その都度、事件、事故の状況が変わってくるのではないのかなというふうに思うんですよ。

そういう中で、厚岸町でこの児童虐待についての対策をきちんととられて今までにはいるわけですよね。そういう中で厚岸町では、この児童虐待防止対策連絡協議会を設置したり、そのほかに青少年問題協議会だとかいろいろあるんですけれども、育成センターだとかこういうものが町内に、そういう機関が設置されていて、それぞれ、これらを見ますとほとんどが重なった形で今は機能しているのではないのかなというふうに思うんですけれども、今までに厚岸町内では大きな事故がなかったんでは、先ほどの説明でも、今のところはない。だけれども、そういう芽は全くないとは言えないのではないのかなというふうに思うんですよね。そのあたりをどの

ように押さえているのか。

例えば、事故が起きなければ厚岸町は何もないんだではなくて、こういうことがあったけれども厚岸町では未然に防げましたよと。大きな事件にもならないで済みましたというようなことが、こういういろいろな協議会だとか育成センターだとかの中で、そういう事例があったのかなかったのか、あるいは、担当者からそういう報告を受けたのかどうなのか、そういうことをお伺いしたいというふうに思います。

それから、例えば、そういう危険な予兆というかそういうものがあった場合にはどのように対応しようとしているのか、その辺についてもお伺いいたします。

特に、町で言えば保育所だとか学校だとかありますよね。そういう中でそういうものを感じたときに、そこの担当者、あるいは担当教師が職場の中でどうしたのか。それから、それをもし解決するにはどういう対応をとっていったのか。例えば、家庭訪問だとかそういうことがきちんと行われるような体制になっているのか。そういうことをした事例があるのかどうなのか、そういうことも含めて説明をしていただきたいというふうに考えるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

それから、町立病院の小児科医の固定医の確保、産婦人科の開設の問題なんですけれども、町長は採算面のことも言われました。確かにこれも必要ではないのかなというふうに考えるんですが、この、今、少子化時代だ少子化時代だとおっしゃいますよね。みんな、どんなところでも言われていると思うんですけれども、厚岸町全体を見たら、たしか、きょう見てこなかったけれども、持ってこなかったんですけれども、ホームページでも公開されていますよね、この子育て支援の問題で、出生率の問題で言えば、厚岸は全国だとか全道を平均しても決して低くはないし、逆にちょっと上へ行っているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、今、問題はいろいろありますけれども、やはり、安心して子供を育てることも大事ですけれども、安心して子供を産めるそういう態勢も必要だし、それから、そのためにはお母さんたちの母体の管理というか、こういうものもやはりきちんとできるような態勢にしていかなければならないと思うんですよね。

そうすると、やはり、そういう一定の医師の確保等も必要になってくるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、それらについて、例えば固定医が無理な場合でも、一定期間での医師を、週1回だとか月何回かの医師を派遣していただく、そういう事業を進めていくことができないのかどうなのか、その辺はどういう

ふうにご考慮されるかご説明をお願いしたいというふうにご考慮します。

次に、尾幌川の河川改修についてですけれども、尾幌川の河川改修については、今までまだ河口から途中まではほんの、全体からいけば4分の1行ったか行かないかぐらいしかないんでないのかなというふうにご思っているんですけれども、私、金曜日に行って実際に見てきました。どういうふうになっているのかなと。

それで、以前の尾幌の川とはほとんど違うんですよね。それで、これは大分以前にあった落差工なんですけれども、今もありますけれども、こういう形で落差工があるんですよ。それで、これを改修したのがこういう落差工なんですよね。それで行ってみたら、本当に、ああ自然に戻っているなど、一定の瀬もあればふちもあると。そして、金曜日の日、先週の金曜日なんですけれども、あそこにやはりマスが上って、きっと今回落差工をつくり直したところは、以前のところより100メートルか200メートル上流ですよね。そうすることによって、魚の習性かどうかわかりませんが、この部分で物すごく魚が産卵しているんですよね。産卵行動を行っているわけね。だから、以前に上れなかったことがその魚の習性になってしまっているのか、そこがふるさとに思っているのかどうかわかりませんが、まだ上れるのにここでペアになって、何組もペアになって産卵行動をやっているんですよね。余り写真を撮るのは上手じゃないですからちゃんと撮れなくて、反対側だったし、川のね、これが尾びれなんですけれども、もうすごくいるんですよ。

そういうことで、今回このように尾幌の川が改修されたことについては、すごくいいことだったのではないのかなというふうにご思うんですよ。ですから、この写真は尾幌の末広橋の上流の落差工ですけれども、これは以前の落差工、岸边の方にあったのから見るとはるかに低いんですよね。ですから、あそこにいるのはカラフトマスですか、が、多いわけですから、そうすると、この程度のはどんどん上っていきけるのではないのかなと。だけれどもこれも、最終的には改修されていくんですよ。

そういうことで、河川改修で、やはり、残念ながら釧路湿原みたいに昔の川には戻らないけれども、あの程度の川であいうふうにごできたというのは、やはり一定の成果ではないのかなというふうにご私は思うんですよ。

それで、できれば、この改修工事を、この魚の遡上時期をやはり外して工事を行うべきではないのかなというふうにご思うんですよ。残念ながら、今のところあそ

こが産卵場所に思っって一生懸命やっているわけですよ。そうすると、せっかく産卵したものに全部泥をかけてしまう。卵が死滅してしまうと思うんですよね。ですから、そういうものも調査しながら工事は行えるように、やはり要望していくべきではないのかなというふうに私は思うんですがどうなのか。

まだ、相当かかりますよね。あの上流まで10年以上も先の話ですから、そうすると、毎年せっかく8月の末から9月にかけてあのように遡上しているにもかかわらず、その時期にそうやるということは、非常に厚岸の資源を守るという点からもまづい問題ではないのかなというふうに思うんですが、これらについて現況等を調査して、やはり要望していくべきではないのかなというふうに思うんですが、その点についてはどうなんでしょうか。

それから、採草についてなんですが、今は堤防敷地を一定程度とりながらやっていますよね。これはどこまで行くんですか。ずっと線路にぶつかるころまでそういう堤防敷地を通っていくのか。それとも、どっかの段階で今のやり方はやめるのか。それについて説明をしていただきたいというふうに考えます。

それから、砂防ダムについては今説明を受けたんですが、5回目の検討委員会でこういう結論に達したということなんですが、そうすると、これは、一つはトライベツのダムについては上下動ができるような、水がスムーズに流れるというか、段がついていくのではなくてストレートに行けるようなそういうものに切りかえていくという方向で改良するというふうに考えていいのか。

それから、フッポーシ川と西フッポーシ川については土砂の生産源対策という言葉を使っていますよね。そうすると、上流というよりもっと山の中腹というか上の方というか、そういうところに何らかの対策を講じていこうということで考えているということなのか、その辺についてもう一度お尋ねをいたします。

お願いいたします。

議 長
町 長

町長。

私からは町立病院に関しての医師の確保についてお答えをさせていただきます。

昨日も佐藤議員の質問にお答えをいたしておりますが、医師の確保、全道的に大変都市部を抜かして自治体病院は難しい状況にあるわけでありまして。その中でも特に小児科の先生、総体的には若干ふえておりますが、地方における医師不足というのが現実に起きております。厚岸町もその一つであります。しかしながら、先ほど

谷口議員が言いましたとおり、子供を安心して育てる環境というのが重要な課題でもございます。今後とも小児科医師の確保に全力を尽くして頑張りたい、かように考えます。

産科——産婦人科であります。再開の関係であります。1回目の答弁でも申し上げましたけれども大変厳しい状況にあります。私といたしましては、再開をするということについては考えておりませんので、この点もご理解をいただきたいと思っております。

それと出張医の関係でございますが、このことについても、方法としては考えられますけれども、小児科の場合——産科の場合は再開を考えておりませんので、小児科医においてそういう方法、内科の先生の中でその診療ができるのか等々も考えながら考えるはならぬかなと検討しておりますが、いずれにいたしましても、やはり専門医が必要であります。特に小児科の診療というのは大変であります。救急小児科、救急医療体制、これも北海道では今考えているようではありますが、いろいろな議論等もあって、これも実現できないというようなだけの難しい課題もあります。どうかそういう意味も含めながら、今後とも医師の確保に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと存じます。

議 長
保健福祉課 長

保健福祉課長。

私からは幼児の虐待関係についてお答えをさせていただきたいと存じます。

厚岸町の児童虐待防止対策連絡協議会、これは平成12年度に法律が制定されました後、平成14年3月に釧路管内3番目の早さといいますか、そういうような状況で設置をされている組織でございます。厚岸町におきます虐待発見、いろいろな経過がございますけれども、年齢によっていろいろと異なってくるわけでございますが、ゼロ歳から3歳までにつきましては、保健師によります健診時における発見が主でございますし、また、ゼロ歳から6歳までの年齢になりますと、保育所の保育士の観察の中から発見される。あるいは、学齢児童になりますと児童館の職員からの連絡、こういうような体制をつくっているところでございます。

今までのケースといたしましては、平成13年には7件の相談がございました。その後、平成14年は1件、平成15年は1件、平成16年につきましてはこの8月までに3件の相談が発生しております。

内容でございますが、言葉の暴力によりますお子さんへの心理的な虐待、あるい

は体罰による内容とか、あるいは学校へ行かせないというような身体的虐待、それから、養育を放棄してしまうといういわゆるネグレクトの状態、そのような状況が見受けられたところでございます。

その後のケアと申しますか、これらにつきましては、すべての情報につきまして保健師の段階でファイルをされるということで、その後、保健師によります家庭訪問を定期的に行うということで、何かしら理由をつけて家庭へ直接伺って、そして現場を見て声を交わすと。その中からいろいろな状況が見えてきますので、それらに応じまして解決策を見出すというようなことで、その状況を持ち帰り、いろいろ検討をする。あるいは、管内的な協議会もできておりますので、釧路保健所、あるいはその委託しております大学教授とか医師とか、そういう方々を交えた中で意見をいただくというようなことで対応策を見出していくというようなことで、支援方法もその中で選択をしていくような取り組みを行っているところでございます。

また、保健師、保育士、児童館職員等々現場の部分でございませけれども、該当しますお子さんの継続的な見守り、これについては気を配って行っていくということで、事態の急変がないようにというようなことで対応させていただいているところでございます。

どちらにしましても、保護者の自覚を促すような取り組み、これが大事かなと。保健師がいろいろとかかわります中で立ち直りのきっかけをつかんでいただければこれにこしたことはないというようなことで、訪問活動が、これが何よりと。この保健師によります家庭訪問と申しますのは、世界に類を見ないすぐれたシステムだというふうに言われております。放置しておくということではなく、必ず現場に足を運んで目で確認をするというようなことを通じまして、今後とも大事に至らないような状況を確保していきたいというふうに考えております。

議 長
教 委
指導室長

指導室長。

私の方から、児童虐待防止の取り組みについて、学校関係の分のご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず最初に、未然に防げた事例はないのかというご質問だったんですが、先ほど教育長の答弁にもありましたように、実態はなかったんですけども、これが未然防止かなという点では不登校の生徒の関係がございました。学校からの報告で、本人並びに親御さんと接触を持つことができないという事例がありまして、委員会と

の相談で、虐待の心配というのが当然これはあるということで、何とか子供さん本人と親御さんと接触をもっていこうという、当該学校と連携をとりまして、担任の先生が大分夜まで行きまして、本人と親御さんと接触を持つことができた、そこで虐待の事実はないということで安心したところですが、今後もこういうふうに委員会と学校が連携をとりまして、親御さん本人と接触がとれないというのが一番危険な状態かなというふうに考えておりますので、今後もこれを継続して連携を強化していきたいなというふうに考えてございます。

それから、虐待の芽が全くないと言えないのではないかと、これは当然、学校、教育委員会も私たちもそのように認識してございます。できるだけ、心配な状況になる前に、学校側がキャッチをするというところに一番力を入れていかなきゃいけないのではないかなと考えております。

先ほど議員からお話がありましたように、家庭の状況ではお金の納入状況ということからも家庭が心配だなということは当然でございます。学校では、給食費から準要保護関係のもの、その他学校の教材費ですか、等々の納入があります。各学校ではそういう状況で家庭がどうなっているんだろうかというのは、当然、学校の中で事務職員が気づいた場合には校長に上げますし、そこで情報キャッチということも力を入れております。

それから、入学時には各学校、家庭環境調べというのを親御さんに、教育活動に利用させていただくということで求めておりまして、お父さんの緊急時の連絡先だとかそういう中で、あるいは友達、小学校時代に、例えば中学校でありますと小学校時代に仲のいいお友達はだれだったのかなとか、そういうところで、常に、その子の一番仲のいい友達がだれか。そこからまた情報を得ることができるとか、そういう情報にも力を入れてございます。

それから、今何といたしても学校に情報が入りやすくするというのが一番大事だと思います。そんな意味では、各学校が積極的に学校を開く。そして、学校の方に、例えば心配される子供さん、自分の子供でなくてもそういう情報が学校に入るような、そんな開かれた学校を目指して各学校は努力しているところでございます。

また、昨年度は教育相談、カウンセリングの技術を先生方の身につけようということで、教育局主催のカウンセリング講座を開かれたんですが、町内延べ人数にし

て 100人近く、これは延べですので、5回シリーズとかという講座だったんですが、全部行けなかった先生、あるいは1講座だけという先生も含みますけれども、かなりの数の先生方がこの講座で研修を深めて、子供たちの状況を聞く技法というんですか、そういうのも研修を深めているところがございます。

続きまして、組織的な生徒指導ができていくかというご質問だったと思います。

各学校におきましては、それぞれ生徒指導主事、生徒指導部長という立場の先生を置きまして、担任の1人だけの指導はだめだよということで、各学校複数の目でまず見ようと。担任1人に情報が、先生方みんなの情報になっていないのでは組織的にならないということで、各学校そういう組織的な生徒指導、そして、どういうケースの場合には教頭、校長へというふうなルートも各学校でできているように思われます。

いずれにいたしましても、この虐待の問題はなかなか見つけられないという状況が多いわけですので、今述べたようなところを各学校、教育委員会も力を入れていきたいと思います。

最後ですけれども、マスコミで言われている虐待の痛ましい事故を見ますと、児童相談所に通告したのに、したのにあんなことになったというのが非常に多い状況がございますので、教育委員会、各学校も、もし万が一不幸に虐待の事実があった場合、児相に通告したから終わりじゃなくて、その後、学校としてもその子がどういうふうに児相で扱っていただいているのか、常に関与をしていかなきゃいけないなど。関係機関に通告したから終わりだよというのは今回の痛ましい事故の目玉じゃないかというふうに考えておりますので、万が一こういう事実が発覚したときにも、それに最後までかかわっていくということを大事にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長
建設課長

建設課長。

私の方からは河川改修と環境保護にかかわる分についてのご説明をさせていただきます。

まず最初に、お手元に配付させていただきました2級河川尾幌川の計画平面図の一番上をちょっとごらんいただきたいと思います。

ちょうど左下というかちょうど真ん中辺に標準横断面図という形がございます。

それで、一番上の方に S P = 0 から 2890 とありますけれども、この辺までについては非常に河川敷地の幅も広く、ちょうど陸地が従来使っている採草地も含めて 1 回目奥側の方を掘削し、そして中側という形で 2 段階での掘削を行うという形のものになっていますし、さらにその後、S P 2890 以降上流部に行くに従って敷地幅、造成幅も狭く、若干なってきたております。

したがいまして、図面的にはそういう形で、幅を広げて水が大雨のときに流れをスムーズにするという形の目的の中で、基本的には河床をいじくらない。川の底です、底はいじくらないという形の中で、現況の河床はそのままにして側面を整備していくという河川改修が行われております。

そして、右側下の方にちょうど落差工の詳細という形の中では、既に 1 号落差は平成 15 年施工済みでございますけれども、それ以降、ある場所について S P 3,800 とか S P 4,450、S P 6,200、上流部にあと 4 カ所あるという形になりまして、その河床をいじくるとい形になりますと、この落差工の改修をする部分が河床をいじくって、やはり濁度だとかいろいろ汚れが出てくるという要素があります。当然、これらの施工に当たりましては、毎年漁業協同組合に対して、工期も含めて協議がなされます。そういう形の中では、今、質問者が言われたとおり、やはりサケの遡上とか、現実的には放流しているわけではないにしても自然産卵が促されているわけですから、その辺についてはどうなのかということについても、当然組合で議論されなければならないし、今日話し合ったことについては伝えておきたいというふうに考えております。

次に、採草地の敷地等については、標準横断図面で言ったようにかなりの幅が段差を掘削して、終わった後については、利用希望があれば占有許可をとって利用するという形になります。という形でご理解をいただきたいと思ます。

次に、トライベツとフッポーシ関係の砂防ダム関係でございますけれども、質問者が言われたとおり、基本的にはトライベツダムについては、現状の魚道そのものは生かされているんですけども、やはりそれらの段差、落差というものを最小限にするような方向での改良、具体的にはスリット式だとかいろいろありますけれども、具体的にその、ここと検討した上で、質問者が言われるような形の方向での改良が示されるだろうという形になるだろうというふうに考えてございます。

それから、もう一点のフッポーシ、西フッポーシについても、従来の計画が演習

場内敷地界ぎりぎりという形の中で考えていた汚濁防止だったんですけれども、これらについては発生源ということは、発生する土砂の流出が可能性あるような上流部の中の、例えば演習場の近くであるとかその辺の議論で河川の川の河口に近くにそういう要素があれば、そこから落ちないように対策、もっと具体的なそういう検討をして、それらをするのが逆に大きなものをつくらなくてもいいんじゃないのかというような形が考えられるんじゃないか。これらについても、今の既に何も無い箇所と対比しながらどうすればいいのかと、これが今後何回かの検討の中で方向性が示されるだろうということですので、ご理解いただきたいと思います。

議 長

12番。

1 2 番

町長の方から医師の問題について説明があったんですけれども、やはり、厚岸町で子育て、あるいはお産等が、厚岸でお産はできないと思いますけれども、結果的に安心して子供を産んで育てていくという体制をとっていかなければならないというふうに思うんですよね。

それで厚岸がどこまでならできるのか、その辺をやはりもっと明確にしていきたいなど。今、町長は小児科医についてはやはり相当力を入れて、何とか確保して小児科の開設というか、それをきちんとやりたいという意向を示されているんですけれども、やはり産婦人科にしても、そちらは、結果的には厚岸町内にはないわけですから、そうすればその間どうするのか、そういうあたりももっと明確なものが出てきてもいいのではないかと。

あるいは、今、科としての開設は無理としても、産婦人科医を一定の周期でお願いをして、そういう、お母さんたちが安心できるような講座の開催だとかそういうことを考えていくことはできなかなのかどうかについても一度質問をしたいというふうに思います。

その次に、児童の虐待防止の問題ですけれども、なかなかやみの部分もたくさんあるんでないのかなというふうに思うんですよね。今の説明を聞いていても、保健福祉課長の説明と教育委員会の方の説明ではちょっと差があるなという気もするし、この差はどこから出てくるのかなというふうに思うんですけれども、例えば、子供を片方では登校させないという事例があったと言っていますよね。教育委員会は不登校だと、これは同じものなのかどうか。

それから、せっかく厚岸町に虐待防止の何か協議会がありますよね。厚岸町児童

虐待防止対策連絡協議会、それで、この協議会の委員は福祉課長だとか町立病院の看護師長、厚岸町校長会の会長、教育委員会の管理課長、民生児童委員だとか自治会連合会の会長だとかこういう人が入っていますけれども、こういう人たちが入っている会議の中にこういう事例が報告されているのかどうなのかね。そうであれば、やはりお互いに共通の認識に立たなきゃならないと思うんですけども、そういう共通認識ができていいのかどうなのかということなんですよね。

いろいろな、厚岸もいろいろなことをやっているから、いろいろなことがいっぱいあるんですけども、青少年問題協議会というのもありますよね。こちらも町長が委嘱した委員で構成されている委員会があって、そして、青少年問題審議会の専門部会の設置規則なんていうのがあって、そこには補導専門部会、環境浄化及び補導に関することだとか、それから健全育成専門部会、青少年の健全育成のための地域組織及び指導育成に関することが仕事ですよというようなことがうたわれているんですよ。こういうふうにもいろいろな設置条例だとか設置要綱だとかそういうものがたくさんつくられていて、児童館の条例にしてもそうですよね。ここの委員は児童福祉関係行政機関の中から町長が委嘱する、社会福祉協議会の関係者、学識経験者、児童委員、母親クラブ地域組織の代表者、こういうふうにも、いろいろな人を選ぶようになっていて、結構こういう委員だとかに委嘱されている人たちが重なり合うような機関がたくさんありながら、これらが本当に、お互いに、そっちでこういう事例があったんだったらこっちの方からは、やはりもっときちんと調べてみないとだめだではないのかなというようなことがきちんと行われているのかどうなのかね。その辺ではどういうふうにご考えておられるのか。

それから、室長がおっしゃっておられましたけれども、納付金なんかの納入状況というものはやはりすごい大事なことでないのかなというふうに思うんですけども、これがやはり滞ったりするとその子供たちが、やはり日常的にどういうふうに家庭の中で扱われているのか、あるいは、学校ではどういうふうに見ているのか、それから、学校でその実態をきちんと把握するためにどんな手だてを尽くしているのか、そのあたりをやはりきちんと見ていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですけども、それらについては、やはりかなり長期にわたって未納等があった場合の対策等もやはり考えなければならぬ。ただ単に納入してもらおうというだけではなくて、子供たちがどうなっているのかその辺を調べていく

ことが大事ではないのかなというふうに思うんですが、その点についてはどういふふうになっているかもう一度説明をお願いいたします。

それから、河川改修の問題でもう一度お伺いしたいんですが、実際、この改良してみても、やはりその効果はあると思うんですよね。以前は、あの1基目の落差工の周りに相当の死骸があったんですよ。ところがこの間行ってみたら、もうほとんどないんですよね。そうすると、相当数がもう上流に上ってしまっているか産卵を終えているのかそういう状況になっていると思うんですよね。ですから、それなりの効果があるんだということだと思うんですよね。

ですから、あの川をやはり、まだあと10年かけて、10年以上かけて改良していくわけですから、やはりそれに見合った改良をきちんと進めていってほしいし、地域の人たちにも魚をとれというのではなくて、やはりこんないい川なんだよということを知ってもらうことも大事ではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、場所によってやはりそういうものを観察できないと思うんですけれども、今後開籠橋、全く場所移設しますよね、計画ではね。そういう事業を含めて、そういう観察ができるようなものも設置してもらうだとかね。上尾幌なんかでは、何か階段状にして学校のふちにつくったりしていますよね。そういうことも、洪水のときに川へ行けとは言わないけれども、やはりふだんそういうものに、今の子供たちは、だんだん自然に親しむことが山の中でもできなくなっているんですよ。

ですから、そうすると、せつかくそういう状況ができていく川をやはりきちんと利用していくことも大事ではないのかなという、やはり厚岸は自然が売りだと思うんですよね。そうすると、そういうものを大事にきちんと整備をしていくという方向で要望も上げていってほしいなというふうに考えるんですが、その辺ではいかがでしょうか。

議 長
町 長

町長。

私からは産婦人科に関しての答弁をさせていただきます。

既に、谷口議員もご承知のとおり、町立病院の産婦人科が閉鎖された後は個人病院で対応をいただいていたわけでありまして。しかし、その後個人病院も閉鎖をいたしたわけでありまして。そういう中で今日を迎えております。

しからば、再開設をしたらどうかというご意見。私は、施設整備、それに伴う町立病院の拡張、また、専門医の医師確保、さらにはまた、看護師の確保等々を考え

ます場合に、今日の厚岸町の財政状況では大変難しい状況にあると、そのように今考えます。ゆえに、再開設をする状況にないということについてはご理解をいただきたいと存じます。

しかし、産婦人科の出張医などによる講座や、相談医を受けられる機会をつくることに関しまして、実際に子供を産むお母さん方が、どういうことを考えているのか、いろいろと調査をいたしたい。その上で厚岸町として何ができるのかを考えたいと、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
保健福祉課
長

保健福祉課長。

それでは、虐待につきましての再度のご質問につきましてお答えをさせていただきますと存じます。

虐待の原因につきましては親の経済的負担とか、あるいは保護者の病気、また、ギャンブルとか保護者の不安、子育てに対します不安、あるいは子育てに対します自信の喪失、リストラとか介護とかいろいろな原因があるわけなんですけれども、そういうことで言いますと、どこのご家庭にも発生する芽といいますかそういうものは存在する可能性というものは否定できないだろうというふうに思っております。そういう点で、しっかりとアンテナを張りまして対応をしていくと。情報収集に努めていくというようなことが大事なんだろうなというところを捉えているところでございます。

また、先ほど協議会の関係で、先ほど私が申しました登校させないという問題の事例でございましたけれども、これにつきましては、この協議会が発足する前の平成13年の事例でございました。したがって、その具体的な内容につきましては平成14年3月時点でできました協議会の中では触れられていないというような状況になっているところでございます。

今後、そういう事例の交換といいますか、お互い認識を同じくするという点では、この協議会の役割は大変重要なものがあるだろうというふうに思っております。そういう点では、しっかりと協議会を開催をする中でお互いの持っている情報を十分突き合わせるというようなことで対応してまいりたいというふうに存じますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長
教 委
指導室長

指導室長。

私の方からも児童虐待防止の件につきまして、納入金の状況からというお話がご

ございましたが、再度お答えしたいと思います。

先ほどもお答えしましたように、学校の方では給食費等々の納入状況を、一人一人の子供の家庭がどうなっているかというのは的確にキャッチできるようになっております。そういう意味で、今おっしゃるように、金銭面での家庭の状況が子供さんにかなり影響を及ぼすという危険性が非常に大きいんでないかというふうに考えておきまして、各学校におきましても、その子供さんが納入状況が余り思わしくない子供さんの場合に、日常の服装、それから持ち物、あるいは遠足時のお弁当といったら失礼ですけれども、どんな内容が親御さんからつくっていただいているのか等々、他の子供さんよりもきめ細かく観察をするとか見詰めるということでの対応はしていただいているところでございます。

いずれにしましても、先ほどと同じ繰り返しになりますけれども、子供一人一人を今しっかりと実態を把握してきめ細かな指導をしていこうというのは、この児童虐待防止の流れと全く同じものでございまして、今後も、決して納入金だけじゃなくて、ふだんの子も虐待が起こるおそれがあるよという認識で、各学校、子供の実態把握に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長
建設課長

建設課長。

河川改修についてのご質問にお答えいたします。

確かに、質問者が言われるとおり、上流部の方にはもう親水性護岸といいますか、今河川改修するにしても、やはり自然と親しむという形の中で親水性護岸がどうなのか、当然、この河川改修の整備に当たっても、当初そういう親水性とか自然に近い形でどうなのかといろいろ協議がなされました。今後、今言われたとおり、あれだけ高かった落差工が解消されて自然に近い形になっています。今後上流部に行っても、そういう方向で行くという形であります。

それに対して、河床を通さないにしても護岸は、そういう地域利用も含めてどうなのかということについては、このことを河川管理者である北海道の方に、一応ご相談してみたいというふうに考えております。

当然、やはり生きたものを間近で見るということは、非常に学習というかそれらにも、自然学習にとってもいいことだと思いますので、その辺については、やはり河川管理者とご相談してみたいなというふうに考えていますので、ご理解いただき

たいと思います。

議長 以上で、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、8番、音喜多議員の一般質問を行います。

8番 8番、音喜多議員。

第3回定例会に当たり、さきに通告してあります広域行政全般について町長のお考えを伺い、ぜひ取り組みをお願いしたいと思うのであります。

まず、お話の前提として、さきの合併委員会で政府の進める合併特例法の期限内での合併は、手続上のタイムリミットから断念する旨の表明をされました。今後は、合併の取り組みについては、時改めて模索する旨の含みを言われておりますが、今政府の進める三位一体や厚岸町の財政を見ると、待ったなしの、より一層の効率的な行政運営が求められているのであります。この間、役場内部の機構改革や行財政改革、民間委託や、さらには住民負担を求めてまいりましたが、他の町との広域的な取り組みにも検討をする余地があると思うのであります。

そこで本題に入りますが、1つは、現在、消防や介護は2町あるいは広域行政で進めておりますが、結果検証の意味で、その種類、つまり事業とそれらの数、そして、結果としての成果はどのようにとらえているのかお伺いいたします。

2つ目に、広域行政にかかわることで過去にもお伺いした経緯がございますが、しかし、相手のあることでございます。合併協議会という機会でテーブルに着かれた各町の抱える共通点、あるいは課題、問題点などから、一緒になって取り組むことができる課題はなかったのかとお伺いする次第でございます。ふだんの事務事業を含めそれらについての新しい考え方というか、そういう模索はできなかったのかというふうにお伺いしたいと思います。

3点目に、現在の各町が抱える状況から総体的に勘案すると、これを機会に広域行政について研究・検討され、それを推し進める気はないかということになるわけでありまして。そのリーダー的役割を、役場内はもちろん、庁内外で、町長の長年の行政経験を踏まえ、広域行政で仕事を進めていく力量を発揮できないかということでございます。ぜひその辺の町長のお考えを伺いたいというふうに思います。

以上で1回目の質問といたします。

議長 町長。

町長 8番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

市町村合併には関係なく今後の財政見通しを考えれば、効率的な行政運営が不可欠であり、その方策として広域行政について研究を進める必要があるのではないかとご質問ですが、まず、法律に基づき現在進めている広域行政組織とその成果についてお答えをいたします。

まず、地方自治法第 284条第 1 項で規定する一部事務組合関係ですが、釧路東部消防組合及び釧路公立大学事務組合並びに釧路広域市町村圏事務組合に加わっております。

消防事務につきましては、事務の高度化、専門化への対応を背景とした消防機関の常備化の必要性の高まりにより、昭和49年に釧路町、浜中町とともに組合を設置したものであります。

また、釧路公立大学は管内の子供たちの高等教育の選択肢をふやし、地域に根ざした優秀な人材の発掘を目的に、昭和62年 4 月に開学しましたが、その運営は釧路支庁管内の全市町村で一部事務組合を設置し行っております。

さらに、住民の生活圏が既成市町村の区域を越えて広域化し、都市を中心とし、周辺農林漁業地域を一体とした住民の日常生活圏が形成されていることを背景に、当管内でも平成12年12月に釧路広域市町村圏事務組合が設置され、釧路支庁管内の全市町村が共同して、地域の都市的生活環境の整備と都市と山村の一体化に向けた施策を推し進めております。

次に、地方自治法第 252条の 7 の機関等の共同設置関係では、平成11年 7 月、浜中町との間で介護認定審査会を設置し、人材確保と事務の効率化を図っておりますし、地方公務員法で設置が義務づけられている公平委員会につきましても、釧路支庁管内全町村と釧路公立大学事務組合、釧路広域市町村圏事務組合を除く一部事務組合が、地方自治法の機関等の共同設置条項に基づき、昭和26年 8 月に釧路支庁管内公平委員会が設置されております。

以上が、厚岸町がかかわっている広域行政組織であります。いずれも、その設立の趣旨、目的に沿って運営されており、成果を上げていると考えております。

次に、合併協議会、研究会などで各町が抱える共通点、問題点から広域行政について反映できる課題についてのご質問ですが、厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町合併等問題研究会、いわゆる東部 4 町研究会では、平成15年 5 月に調査研究報告書をまとめましたが、課題等についてはこの報告書にほぼ網羅されております。

人口の将来推計としては、高齢人口比率が20%台、生産年齢比率が60%台と見込まれ、さらに、少子・高齢化の進行が予想されます。

まちづくりの基本となる総合計画においては、自然環境と共存した生活環境の整備で4項目、健康で安心して暮らせるまちづくりで8項目、地域特性を生かした産業の振興で6項目、豊かなコミュニティの創造で6項目、創造性豊かで生きがい に満ちた人づくりで5項目の共通する基本構想となっております。

公共施設等の状況では各町で施設の違いがありますが、維持管理や老朽化への対応などの経費がかさんでいる状況にあります。

住民サービス等の状況からは、水道、下水道、ごみ処理などの料金は各町の経営コストの違いで差があり、保健福祉施策は多種多様な内容ではありますが、国民健康保険税や介護保険料の限度額は同額でありながら、1人当たり、世帯当たりの平均額は加入者の収入状況で差が出ており、都市基盤整備や窓口手数料等はおおむね同じ程度であります。

財政状況については、景気の変動や国の三位一体の改革に伴う歳入面での不確定要素が多岐にわたり正確な推計は困難でありましたが、収支の均衡を保つためには、備荒資金や基金を取り崩さざるを得ない状況であり、その蓄えの差で財政力が大きく異なっております。

これらの状況を踏まえ、その後の3町の研究会での結果と合わせて、合併により期待されることとして考えられることは、現行特例法による財政支援措置としての合併特例債が使えること。役場が一つになることでの議員、特別職、管理部門の体制がスリム化されることがあり、合併により懸念されることとしては中心地周辺地域の過疎化や住民サービスの低下、地域文化・伝統の衰退や経済への影響などの事柄を克服しなければなりません。

これらの整理を踏まえて、合併以外の選択肢として整理した課題として、一部事務組合、広域連合等広域行政の推進強化と徹底した行財政改革の推進を掲げており、合併にかわる枠組みとして、釧路管内の緩やかな広域連合、広域連携の強化により市町村が抱えている課題を図り、負担軽減、効率的な展開を図る一方で、それぞれの地域の個性化した基礎自治体としてのまちづくりを目指していくためには、徹底した行財政改革と新たな住民負担増などで行財政基盤を確立する必要があるとした上で、広域行政の推進強化として、介護保険、国民健康保険、老人保健の広域連合

化、消防事務組合の再編、広域ごみ処理等の事務組合化、サテライト方式など病院の一部事務組合化、地域交通の確保対策の事務組合化などが考えられます。しかし、こちらも合併同様相手のあることであり、北海道並びに管内的な協議、調整が必要となってまいります。

次に、今後、広域行政について研究を進め、リーダー的役割を發揮できないかとの質問にお答えいたします。

今後の広域行政は市町村合併の論議と大きくかかわってまいりますので、市町村合併と並行して考えていかなければなりません。地方自治法が定める普通地方公共団体相互間の協力形態として既に経験ある一部事務組合や機関などの共同設置のほか、広域連合による事務の処理についても、サービスへの影響及び経済、効率等を研究する必要がありますし、近隣市町村の動向なども常に把握しながら市町村合併を含めてよりよい連携の方策を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長
8 番

8 番。

ただいま、1回目の答弁でもって、今回の合併の議論の中で、当然、今お示しをいただきましたことが常々言われていたわけでして、私どもも幸か不幸か、総務もこの夏に道内視察の中で奈井江町をお邪魔させていただいて、やはりその町長さんの力量というかリーダーシップを感心してお話を聞いて帰ってきたところでございますけれども、やはり、合併ができないとするならば——できないというわけではないでしょうけれども、合併よりもむしろやれるところから手をつけて、お互いに安上がりの経費というか安い経費でもって、より住民にサービスをしていこうという発想に立てば、広域連合でやれないことはないなということを伺って帰ってきた経緯がございます。

今、このお渡しいただきました、町長の報告いただいている、答弁していただきました内容にもありますとおり、今私がお話ししております広域行政については、今の時点では合併問題とは切り離しても切り離せないというか、並行して、当然横には合併問題、そしてまた、財政を含めて行政の効率化を求めるならば、外においてはそういうことも一つは視野に入れて考えていった方がいいというふうに私はこの答弁書の中から伺えますし、既にそういったことでの先進的な市町村で行っているそれらを見るときに、やはりその首長がリーダーシップをとって引っ張ってい

ってくれるというか、お互いにそこでかさ上げしてうまくやっているなというふうに認識して帰ってきたところでございますけれども、そのことについての町長の考え方をちょっとお伺いしたくて今回の質問になったわけでございます。

そこで、今お示しいただきましたように既にやっているものもでございます。そういったことは私が言うまでもなく、また、国の法律に基づいて障害になっているものもあります。また、それに基づいて堂々とやれるというものもでございます。しかしそれは別にしても、まだまだ、これはお互いに話し合っ国にも働きかけ、またやっていけるものがあるのではないのかなというふうに思っておりますらば、今お示しをいただいております介護保険や国民健康保険、老人保健の広域連合化、これについては先ほどお話ししました奈井江町でもやってございました。

それから消防、あるいはごみ、サテライト方式の病院、これは今最近非常に、各東北を含めて、中途半端な病院は要らないよと。診療所で、大きな町に1つの大きな設備のある病院方式の方が自治体に対しては負担は少なくて済むしということでの病院方式というのは今盛んに進められてきておりますし、北海道的に言えば、今言われたように地域の交通、住民の足確保ということからも、これは大いにひとつ検討の余地があるなというふうに思っております。

こういったことを一つ一つ整理していくと、一朝一夕には解決はできないけれども、やはり一つ二つ、お互いの町で腹を割って話をすると、できそうな気がしないでもない。ただこれは、さっきの合併の話と同じように相手のあることです。そういう意味では、私は、長年の道議会議員の生活管内くまなくそれを選挙区としている私どもの町長が、その点はリードはとれないのかなと、私から、素人ながらも考えるわけございまして、その辺の町長の腹をぜひ聞かせていただきまして、ここまで今考えていると、これはぜひやってほしいけれども、これは問題も無理もあるよと、相手のあることすし法律的な障害もあります。そのように理解しています。

それで、再度お尋ねしたいのは、今、こういう課題を列記しただけで行財政改革を含めて内外の分野で、この辺のところはいけるかなとか、過去に私の質問した経緯の中で検討した経緯があるのか。この見解について町長のリーダーシップも含めてもう一度お話を伺いたいというふうに思います。

議 長

町長。

町 長

お答えをさせていただきます。

私が町長に就任いたしましたのは平成13年7月13日であります。7月24日、臨時議会が招集をされ、町長の就任あいさつを申し上げたところであります。その中で、私は町政の基本的姿勢についてこのように述べました。皆さん方もよく記憶にあることと思います。私は地方の自主自立のための財源確保と、町民生活と地方自治を守る点からも、釧路管内はもとより、多方面にわたって厚岸町が積極的にオピニオンリーダーとしての役割を担ってまいりたい、このように述べたわけであります。今もその気持ちは変わっておりませんし、今日までの町政執行に当たっては、管内はもちろん全道的な中でいろいろと過去の経験、実績を踏まえながら行動をいたしておるつもりであります。

今、ご指摘がございましたとおり、その考え方を音喜多議員はさらに再認識をさせようとしたのではなかろうか、かように私は考えておるわけであります。

大変今日は行財政の厳しい地方自治体の姿になっておるわけであります。より一層効果的かつ効率的な行財政運営を行うことが必要になってきておるわけであります。今後の基礎自治体としてのあり方を展望するときに、なお一層、広域行政等も踏まえさらにはまた合併問題等も踏まえて、21世紀の厚岸町の将来はどうあるべきか考えていかなければならないときに当面をいたしておると考えております。

私は町長としてのその責務の重さをさらに忘れることなく、また、今後とも一層に頑張ってまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

詳細につきましては担当課長から答弁をさせます。

議 長

行財政課長。

行 財 政
課 長

合併以外の選択肢ということで事務組合、さらには広域連合の推進強化ということで事務レベルの検討をいたしました。

まず、この事務組合、さらには広域連合の取り組みということになりますと、特に介護保険等の例をとりますと、スタート時点でこういうことを考えていくことが一番ベターであります。そういう意味で、厚岸町といたしましては、介護保険については、実は認定審査会でございますけれども共同設置ということで2町でやってきた。

その後、3年後の見直しがありました。その中では、実は標茶と弟子屈町さんと

4町でのこの介護保険の関係の取り組みの仕掛けをしたわけでございます。実は、その段階では、標茶町の議会も厚岸町にその状況を見にきたという経過があります。

経費としては、今までかかっている経費の、実は4分の1というふうにはなりませんけれども大体そのような経過になる。それで、一番のネックは、やはりその専門知識を持つ医師がかかわる審査会でごさいます、そういう意味では、大体月に3回ないし4回ということで行われるわけでございまして、4町であれば月に1回、各町持ち回りでやれば経費的には非常に有利なわけでありまして、これらについて、かなり進めるということで行ったわけでございすけれども、残念ながら専門者、特に医師の1件当たりの件数を含めて大変多くなるということで異論を唱えた町がございす。そういう意味では、それと自分の町ですべてのことをやりたいという、本来ならば介護保険というのは全国的な取り組みをしなければいけないんですけれども、審査を含めて自分のことは自分でやって、自分たちの住民を入れていきたいという思いもあったわけであります。

そういう中で、この介護保険の広域というか共同設置というのが2町から4町に行かなかったという経過が一つあります。

そういう中で、今、奈井江町の例を出されておりましたけれども、当時、この介護保険の共同設置も含めて、事務方でもこの状況を見てきておりますし、今、その介護保険から国民健康保険、さらには老人保健ということステップを置いて拡大していつているというのが、この奈井江の例だというふうに思います。そういうことが過去にあったということでもあります。

そういうことを含めて、これらの取り組みというのは、当然、合併の論議以前からこういうことがありましたので取り組んでまいりましたけれども、相手のあることであり、その辺のことを含め協調していかなければ前へ進まないことというふうに考えます。

それと、大きな課題といたしまして、この消防事務組合は既に行っておりますけれども、広域ごみ処理についても、厚岸町といたしましても施設がある程度老朽化している。ほかの町もそうであります。そうすると、その改築というんですか、時期に向かってこれも協議していかなければならないという事務方のレベルでのまとめということをしていかなければならないことであるだろうということで、これは財政担当を含めて、このレベルの会議の中に入っておりますので、強い思いがあり

ます。

それと、病院についても各町で町立病院、もしくは診療所を持っている。これを、今、音喜多議員が言われたとおりのいろいろな本州の例を含めて考え、この辺のことを整理すれば広域的な行政が進められる。それと、大きく今問題になっているのが、いわゆる交通手段の問題。町営バス等を持っている、厚岸町の場合民間の業者が入っておりますけれども、それらのものを含めて大きな課題がある。

ですから、この4町で考えると、この5つの状況の組合化というか広域化というのは、課題であるし進めていかなければならないこと。1町ではなかなかなし得ないことということで整理をさせていただいたということでもありますので、内容についての報告になりますけれどもご理解を願いたいというふうに思います。

以上であります。

議 長
8 番

8 番。

非常に私の期待したというか、そのように、事前の打ち合わせもしないで、私はある程度ほかの町を見てそういう察してきたわけですし、厚岸町もやっていたいのでないかなと、そういう意味では、事前のすり合わせというか打診もしないでいきなりこういう質問をさせていただいておりますけれども、そのある程度の手ごたえというのは感じていたものですから、その辺、恐縮にというかお許しをいただきたいというふうに思います。

今、町長が言われた、そして財政課長が言われた、私非常にその点期待していますのでぐだぐだ言いません。まずこの問題について、また時改めて見ていきますし、しっかりとその分を検証というか監視してまいりますので、ぜひその辺進めていただきますようお願い申し上げます。最後の質問とします。答弁は要りません。

以上です。

議 長

以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、3番、南谷議員の一般質問を行います。

3番、南谷議員。

3 番

第3回定例会に当たりまして、さきに通告の一般通告書に基づきまして、町村合併について質問をさせていただきます。

合併問題につきましては、9月10日開催の合併等調査特別委員会におきまして若狭町長さんより、現行合併特例法の期日平成17年3月31日までに合併は無理である

との報告を聞かされました。さらには、厚岸町は大変厳しい行財政環境下において、当分の間自立したまちづくりを進めていかなければならないと考えておる旨の説明もありました。

しかし、将来的には権限や事務が増大する一方、人口は減少、さらなる少子化が進行する中で、基礎自治体の使命と責任を果たしていくためにはどうあるべきかという調査研究は、今後も継続していかなければならないものと考えていると、以上のような説明が町長よりあったわけですが、これらの報告を踏まえて質問をさせていただきたいと存じます。

まず、第1点目ですが、現行合併特例法の期限内に合併は無理と判断されていますが、今日まで町が取り組んできたこと、また、合併は無理と判断されたその根拠についてお尋ねをさせていただきます。

次に、弟子屈町、標茶町、浜中町の動向はどうなっているのでしょうか、この件についてお尋ねいたします。

さらには、現行法期限内合併は無理と判断され、今後、厚岸町として合併問題はどのようにされるのかお尋ねをさせていただきます。

2点目、当面、自立の道を歩むに当たり課題は多いと考えますが、最優先課題は何なのかお尋ねいたします。

最後に、自立のための政策や財政面を含め具体策をお聞きし、第1回目の質問といたします。

よろしく願いいたします。

議 長
町 長

町長。

3番、南谷議員の町村合併についてのご質問にお答えをいたします。

去る9月10日に開催された第2回町村合併等特別委員会でも報告させていただきましたが、現行の合併特例法の期限内、平成17年3月31日までに合併は無理と判断したことについて、まずご理解をいただきたいと存じます。

初めに、今日まで町が取り組んできたこと、また、無理と判断された根拠はどのことではありますが、平成14年10月に、厚岸、浜中、標茶、弟子屈による4町合併等問題研究会を設置し、合併関係情報を町民の皆さんに提供するための事務レベルでの研究を進め、平成15年5月には市町村合併等調査研究報告書をまとめたところであります。

厚岸町といたしましては、これによりさらに踏み込んだ調査研究が必要であると判断し、4町による合同研究を働きかけましたが、標茶町は合併を想定した調査研究に関してはその意思がないということでありましたので、残りの3町で進めてまいりました。この3町の調査研究では、現行の合併特例法による財政支援とはどのようなものか、また、基礎自治体の体制は合併によりどの程度スリム化することが可能かということに重点を置いて進めてきましたので、この報告書に関しましても、議会並びに町民の皆さんにお知らせをしてきたところであります。

私は、合併を想定した新たな町の構想についてさらに踏み込んだ話し合いを行い、合併をした場合のメリットとデメリットを明らかにし、これらを判断材料として、それに参加した町が合併の是非を議論すべきであると考えております。しかし、現在に至っても協議会の設置を見ることができず、もし仮に今から協議を行うとしても、新たなまちづくり、住民サービスや合併の手法、財産の取り扱いなど協議・調整をしなければならない事項を考えましたとき、残り6カ月では、現行の合併特例法の期限内での合併は無理と判断したものであります。

次に、弟子屈町、標茶町、浜中町の動向についてのご質問であります。私は合併議論が一進一退を続ける担当レベルでの調査研究では、これ以上の進展は無理であると考え、4町の首長が足並みをそろえて、釧路支庁長の調整による懇談、協議の場を設けるよう要請しておりました。また、標茶町が6月議会の冒頭で、現行合併特例法の適用期限内の合併はしないと表明したことに伴い、6月23日に釧路支庁長が調整役となった合併に関する協議が行われました。

しかしながら、合併を想定した研究を続けてきた標茶町を除く3町においては、合併協議会についての取り扱いを持ち帰って検討することが合意されておりましたので、9月2日、再度釧路支庁長の働きかけで、厚岸、浜中、弟子屈町の3町の首長が集まり、今後の取り組み方について話し合ったところであります。

その内容は、弟子屈町においては、行政区域が飛び地になることによる行政効率を考えると3町での合併協議は難しい。さらに、浜中町においては、昆布漁が終わる10月に町が自立できるかどうかの町民説明を行う予定であり、現段階での判断はできないということでありました。

なお、弟子屈町においても、議会市町村合併等調査特別委員会で当町と同様の合併に対する報告がなされております。

次に、この判断を踏まえて、今後合併問題はどのように進むかというご質問であります。厚岸町といたしましては、大変厳しい行財政環境下において、当分の間自立したまちづくりを進めていかなければならないと考えております。しかし、将来的には、さきにも申し述べたとおり、権限や規模が増大する一方人口は減少しさらなる少子・高齢化が進行する中で、基礎自治体の使命と責任を果たしていくためにはどうあるべきかという調査研究は、今後も継続していかなければならないものと考えております。

次に、当面自立の道を歩むに当たり、最優先課題は何かのご質問であります。ご承知のとおり三位一体の改革は地方交付税や国庫負担金、補助金の削減が先行し、地方への財源移譲は先送りされ、さらに、経済の低迷などから町財政は非常に厳しい状況下にあります。加えて、合計特殊出生率などから推計される将来予測では、現在の人口を維持することは極めて困難であります。そうした中で、基礎自治体としての使命と役割を維持継続させていくための最優先課題は、行政の簡素・効率化と職員の資質の向上であると同時に、財政基盤の確立であります。

このような状況の中、一定の仮定条件を設定した第2次の厚岸町財政運営基本方針を立て、平成20年度までの数値目標を含めた財源捻出プログラムを策定いたしました。平成17年度以降、年間約6億円の財源不足が見込まれ、この財源を捻出することによって、当面は自主自立を歩むことができると考えています。

次に、自立のための政策や財政面を含めた具体策についてであります。自立のためということではなく、基礎自治体としてあり続けるための施策としては、職員、さらには町民の意識改革を求め、そのことにより町民も参画した協働のまちづくりを進めることとあります。

また、財政面においては、町の収入の大宗を占める地方交付税を初めとする国の交付金の状況によって大きく変化いたしました。従来進めてきた内部組織での経費節減と、今年度から実施してきた使用料、手数料の料金改定をした収入の確保を図ることを今後も進めていきます。

さらに、現在取り組んでいる行政評価によって、負担金、補助金の聖域なき見直し、既存の各種審議会や委員会でそれぞれに形骸化しているものの統廃合を中心に事務事業の見直しを進める一方で、今年度策定した財政運営基本方針を継続するとともに、今年度全職員に財政状況を説明した上で行った職員提案による441件と、

町民広報により、2年間町民の視点と経営感覚から行政を考えていただいた経営改革推進委員会からの53の提言を精査し、財政改革プログラムの見直しを進めます。

その主要な取り組みとしては、特に現行の行政組織機構と人件費等の見直しを重点に行い、さらに、町民ができることは個人・地域・団体を問わずやっていただき、困難なことを行政がお手伝いするという地方自治の原点に立った基礎自治体の体制づくりに向かって、一つ一つ具体的に数値化して進めていく所存であります。

以上でございます。

議長 ここで休憩をいたします。

3番さんの2回目の質問は休憩後行うことといたします。

再開は3時35分といたします。

休憩時刻 15時02分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 15時35分

議長 お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長より報告の申し出がなされております。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

議長 追加日程、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

9番、松岡委員長。

9番 先刻、議会運営委員会を開会いたし、今般、本会期中に意見書案第8号 郵政事業民営化に反対する要望意見書案が上程されましたので、これを本会議の日程に入れて会期中に審査するというように決定いたしましたので報告いたします。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議 長

引き続き、3番、南谷議員の2回目の一般質問を行います。

3番。

3 番

再質問をさせていただきます。

まず、第1点目のアでございますが、合併問題で今日まで町が取り組んでこられました関係でございますが、私を感じますところ、事務レベルでの4町合併等問題研究会を設置し、合併関係情報を町民の皆さんへ提供してきたと報告がございましたが、これとて、4町の現行の数字を、ちょっとした財務内容を比較推計したものとどまっております、その後の標茶町を除く3町の研究会の数字も同様の推計が発表されたのみでございます。いずれにいたしましても、本来の、合併した場合の想定される多くの課題については、具体的に手がつけられない状況にあると私は思います。町民へより適切な情報を供給する努力が見えないと感じますがいかがでしょうか。

次に、イ、3町の動向でございますが、合併問題はそれぞれの町の環境や事情があり、無理強いや強制のできないことは当然だと思います。しかしながら、合併問題に対処するための調査研究は必要不可欠であり、これらに向けて、厚岸町として他町へどのような働きかけの努力をなされたのか、この辺の努力の成果が、私は、町民には伝わっておらないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

次に、だれが判断しても現時点では、町長の言われますように期限内合併は無理と考えると思います。私もつぶさにそのように感じていた一人でございます。私は、町民の皆さんは十分な合併情報が入手できないまま、合併論議をしていないうちに、現行法では期限内合併は無理と町長に宣言されてしまったような感じを受けるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

もっと、今、町としてこの合併問題にどう取り組んでいるんだという情報を開示すべきであると思いますがいかがでしょうか。

今後は、最終判断は町民へゆだねるとしても、情報の提供も含めもっともっと厚岸町の首長として主体性を持ち、積極的にこの関係について取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

2点目でございます。

自立のための政策や財政面を含めた具体的な関係についてでございますが、将来、合併問題がいかなる方向に進もうと、基礎的自治体の基本的目標ややるべきことは、

議 長
町 長

私は不変だと考えております。町政の立場から考えると、いずれも優劣をつけがたいことが当然であると思いますが、私は3点挙げられておりました最優先課題、行政の簡素効率化と職員の資質の向上、そして、財政の基盤の確立、この3点を挙げられておられますが全く同感でございます。特に、私もこの財政の基盤強化という面におきましては具体的な答弁をいただきたくお願いするものでございます。

財政の基盤確立については、やはり何といても、単純に短期間で財政の改善というものは、改革というものはできないだろう。長期的なスパンに立って、やはり早期に取り組んでいかなければならない重要課題だと思います。そういった意味でも、ぜひ早急に取り組んでいくべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、質問をさせていただきますして再質問といたします。

町長。

お答えをさせていただきます。

まず、第1点の合併に対する町民の説明といたしましうか、町民に対する周知の徹底であります。合併といたすのは、今住んでいる自治体を変える極めて重要な事柄であります。そういう意味において、私は、合併問題に対する町民に向けての説明責任は極めて重いと考えておるわけでありす。すなわち、自治体運営の基礎に据える重要な課題であります。自治体みずからが、その考え方や政策の道を筋立ててきて説明をすることが最も重要なこととございまして、それによって、そこに住む方々がどう考えるかという判断を求めなければならないと思っております。

まちづくり地域懇談会が平成14年に行われました。その中でも、北海道が示した合併問題については浜中と厚岸町のパターンでございました。このことについては、私の考えというよりも道が示した考えであります。それについては説明を申し上げたわけでありす。しかしながら、厚岸町としてのみずからの考え方を持つべきであるという中で、私は議会でも答弁いたしてありますが、平成17年、すなわち来年の合併特例法が期限切れとなる来年3月31日を考えながら、合併問題については、厚岸町として考えていくべきであるという立場に立っておったわけでありす。

そういう意味において、ご承知のとおり、先ほど説明をいたしましたけれども、平成14年には4町の合併等問題調査会、さらにはまた、15年には3町合併研究会が設置をされ、担当課長同士の意見交換、論議がなされたわけでありす。しかし、私はこの合併研究会においても、厚岸町が主導をとった中での研究会であったと私

は認識をいたしております。

しかし、私としては、担当課長の研究会だけでは、先ほど申し上げましたとおり、アカウントビリティーの説明責任を果たすことはできない。やはり首長同士で話し合うべきであるということの内々に、私から提案を申し上げたところでございます。その結果、釧路支庁長が窓口となって、調整役として4町並びに3町の首長が集まり、いろいろと合併についての協議を重ねたわけでありまして。経過につきましては第1回目の答弁でご理解をいただくわけでありまして、いずれにいたしましても、厚岸町としては合併は避けては通れない、21世紀の厚岸町の発展を考える選択肢の一つであるという考えに立っております。

そういうことで、目に見えないというお話でありましたが、先ほどの音喜多議員の質問もありましたけれども、私としては管内的にリーダーシップを発揮しながら、やはり合併問題をそれぞれ真剣に協議していこうという考えであります。

しかし、合併という問題は相手があることであります。厚岸町がいかにかそういう気持ちがあったにせよ、相手が合併の意思がなければ、当然、その合併シミュレーションというものも立ち上げることができないわけでありまして、私といたしましては、4町にいたしましても3町にいたしましても、何らかの法定協議会であり任意協議会であり、住民に合併問題に対する十分に説明できる資料、すなわち情報提供できるものがなければならない。そういう関係で私は進めてきましたけれども、相手がまだそういう機運になっていないという現在を迎えている中で、来年3月31日までの合併という厚岸町としての決断は大変難しいという状況の中で、さきの特別委員会で報告として申し上げたわけでありまして。

以上、私の考え方を申し上げましたが、その他の問題については担当課長から答弁をさせます。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

いずれにいたしましても、この4町、3町の取り組みにつきましては合併を想定していない中での取り組みだった。ですから、合併協議会という中での具体的なまちづくり、さらには財政問題を含めて協議をした中でメリット・デメリットが明確に、合併をすることによってこうなる、もしくは、合併しない場合はこうなるという内容も含めて、まちづくりの根幹でありますから、そういうものを含めてご提示ができなかったということはまことに残念であります。

いずれにいたしましても、そういうものを知らさなければ、合併の問題を町民の皆さんにご理解を得られないことは重々わかっておりますし、そういうことをしていかなければならないというふうに考えております。ですけれども、その機運になかったということでその取り組みができなかったということでもあります。今後の中において新たな新法ができますし、その中でいろいろな形が、合併に対する形も含めて、実施組織の論議も含めてございますので、その辺も含めて関係町村の中で、これは首長の方の取り組みになるかと思えますけれども、そういう中で、そういう機運になって具体的作業が進めていけるものというふうに考えております。

それと、いわゆる財政問題でございますけれども、北海道も自主自立を含めて見直しプラン、10年間のプランが実は今立てられておりまして、短期には3年間ということで、実は9月末に北海道の財政の見直しプランが、説明会があるということで私どもも呼ばれております。そんな意味で、私どもの示している財政改革に伴うプログラムというのは5年であります。これでは、当然、特別委員会の中の議論もありましたけれども、自主自立を含め基礎自治体としてどう生きるかということの内容を、生き残りをしていく町としての財政基盤としての説明で不足をしているというふうに私どもも思っております。

ただ、合併等々を想定した場合、15年、20年というスパンがあるわけでございますけれども、その辺も含めて、これ長期的な財政のシミュレーションというものを、これを考えていかなければいけない。ですけれども、今三位一体の改革も行われておりまして、一緒に、国の税財源を含めて地方への配分も含めてわからない時点がありますので苦慮しておりますけれども、いずれにしても早い時期に、この財政基盤の確立を含めて、この町における状況を明らかにしていかなければならないというふうに考えておりますので、時間を、いつまでという時間を示すことができませんけれども、長期的プログラムというものを作成をせよということで理事者から命ぜられておりますので、その辺のことを十分研究をしながら、ある一定の時間をいただきながら物事を進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を願いたいと思います。

議 長
3 番

3 番。

3 回目の質問をさせていただきたいと存じます。

ただいま町長のご答弁ですと、まず合併問題については平成17年3月31日以降も、

厚岸町として21世紀の基礎的自治体厚岸町のためには合併を視野に入れていくべきだし、これに取り組んでいきたいということで理解してよろしいんですね。

さらには、次に、当面、自立の道を歩むに当たりまして、自立のための政策や財政面を含め具体策をお聞きしたいとお尋ねを、私はしておりますけれども、抽象的なお話が非常に多いというんですか、まさに、合併が来年3月31日には無理ですよ、するにもしないにしても、今日、厚岸町の置かれている立場というものは、先ほどの説明の中にも、平成17年度以降、年間約6億円の財源が不足しておりますよ、財政面ではこのような大きな課題が残っておるわけでございます。8番、音喜多議員の一般質問にもありましたけれども、この財政問題についてどうしていくんだという質問がございました。私も当然のことだと思います。

今、課長の方から説明がありましたけれども、今日の町の財政をかんがみるに、多少の小手先では、私は解決がなされないのではないかなと。人件費の問題、経費の削減、それぞれ50数目にわたって考えておるということでございますけれども、これとて私は限界があると思います。この辺のものとのとらえ方に、私と大きなずれがあるわけでございます。今日の地方自治体として、将来に向けてこの6億円、既にどうしていかというものが、今日いまだ解決されていない。これは大変なゆゆしき問題であると思います。この辺のものとのとらえ方をもっと積極的に取り組んでいかなければならない時期にあるのではないかなと、かように思うわけでございます。

先ほど、3点の取り組み事項の説明がございました。これとて非常に抽象的なものでございます。例えば、行政の簡素効率化とおっしゃいますが、何をどのようにして簡素化していくのか具体的な例が示されておりません。

次に、職員の資質の向上でございます。

私は、このような時代背景の中で、今後21世紀を迎えて、私は、若狭町長は、本当に、何年に何十年に一人の逸材だと確信をしております。それを取り巻くスタッフの皆さんも優秀な皆さんだと信じております。ですけれども、人材の教育というんですか、これらのことについては大変、財源の回復のためにはまず取り組まなければならない重要事項だと思いますけれども、この辺の政策についても、スタッフも含めてどのように教育をして人心を教育していく、21世紀のために町職員をどうしていくんだという手腕も見えてきません。非常に、取り組んでいくんだ取り組ん

でいくんだと言うんですけれども具体的な例がございません。

さらには、一番大きな問題として財政面でございます。

先ほどから何回も申しますけれども、単年度で6億円の財源が不足しているのに、これは明らかな事実です。そしたら、今何を、6億円をどうするためにどうしなければならぬかという議論があつてしかるべきである。その議論が出てまいりません。もう少し待ってください。これでは、一般の社会では倒産です。少なくとも6億円をなくするためにはどのような努力をして、今後どう取り組んでいくという指針がなければならぬと思います。それらに向けてどのような努力をしているのか、もう少し具体的に明示をしていただきたいと存じます。

3回目の質問でございますから、私は、合併問題は他町村と合併するのが、それだけが合併問題ではないと思っております。そこに住む住民が、基礎自治体として将来どうあるべきかどうしていくのか十分な議論をするプロセスにあると考えておりますから、厚岸町の中で、合併の論議を十分町の中でしていただけるような情報提供が、町はまずしていくべきと考えておりますが、この辺どのようにとらえておられますか。

残念ながら、私は本当にまだまだ町の中で合併の議論がされておらないと判断をしております。私自身も反省すべき点は多くあると思っておりますけれども、まず、みずからがどのように考えを持ってどうしていくべきかということをきちんと町に開示をしていくべきだと思っておりますが、改めて町長の所信をお聞きしたいと存じます。

さらには、今後厚岸町の首長として主体性を持って、この時代でございますからリーダーシップを発揮していただき、この合併問題、財政再建に向けてしっかり取り組んでいただきますよう切望いたしまして3回目の質問とさせていただきます。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきます。

私からは、町長としての合併問題に対する基本的な考え方だけを申し上げます。財政問題等につきましては助役から答弁をさせますので、また、その他については担当課長から答弁をさせますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私は、さきの特別委員会において、平成17年3月31日までの合併は無理であるという報告をさせていただいたわけでありました。調査研究会を対象としておりました標茶、弟子屈、浜中、さらにはまた、標茶町が抜けた3町での調査研究会、当時は、

それぞれ21世紀のそれぞれの町はどうあるべきか、担当課長さんがそれぞれ、何度も真剣に取り組んできた成果があらわれていると私は評価をいたしております。

しかしながら、具体的な合併ということになると、私は無理さがある。そこで、首長が最終的な協議に入ったわけでありませう。

ところが、さきに申し上げましたとおりであります。もちろん、私もそのような意思表示をしました。弟子屈町も同様な意思表示をいたしました。標茶町は、前もって4町から抜ける条件として、来年の特例法までの合併はしないと意思表示をいたしました。浜中町は、自立できるかできないかの財政シミュレーションをもとに住民に説明をし、その結果を今後の問題として追求いたしたいという考えであります。

そういたしますと、17年4月1日からは、合併問題については大きく変わります。それぞれの町村の考え方が新たに出てくるわけでありませう。私は、今までの調査研究、そして首長同士の協議についてはむだでなかった、必ずや生かされる時期が来るであろうと期待をいたしておるわけでありませう。私といたしましては、厚岸町として、先ほども申し上げましたけれども避けては通れない、21世紀の厚岸町の発展を考える選択肢の一つであると申し上げました。今後とも私は、町民に対しては合併の是非が判断できるよう、町として引き続き合併に関する取り組みを行い、情報を提供していかなければならないと考えております。現段階では、単独で存続するための徹底した行財政改革を進めながら、将来の厚岸町を見据えてまいりたい、そのように考えております。

いずれにいたしましても、町民が将来への夢や希望をいただけるようなまちづくりを視点とした政策の転換を強力に進めていかなければならない、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

議 長
助 役

助役。

私の方からは行政の簡素効率化、それから職員の資質の向上の問題、さらには、財政基盤の確立の問題についてご答弁をさせていただきたいと思いますが、若狭町長が就任されて、直ちに私ども部課職員に命令があったのは、まず厚岸町の財政状況をつまびらかにしなければならないということで指示がありました。そのもとの、第1次の財政改革プログラムというものを立ち上げ、それぞれ単年度3億円という目標数値を掲げてこの財源捻出に取り組み、それが達成されてきた。

さらには、その後ご承知のように、地方交付税を初めとする国から来るお金が億単位で削られてきた、これは予測を超えていた額であります。それに対応すべく第2次の財政改革プログラムというものを立ち上げて現在実行中であります。それは、内部改革ができるもの、さらには、町民の皆さんにご負担をいただくもの等々を議論してお示しをさせていただいたとおりであります。それでもなおかつ、あるいは今まで積み上げてきた基金を取り崩してもなお、17年度以降は6億円ほどの赤字になる見込みであるという推計を立てました。

そこで、今すぐ何をしなければならないかということ、これらにつきましては、1回目の答弁でもご答弁をさせていただいておりますが、職員提案をまず求めました。これまで1次改革、2次改革ということでやってきたけれども、今の厚岸町の置かれている財政状況というものを、行財政課が主体になりまして職員にすべて説明をさせていただきました。それを踏まえて、さらに何をすべきかということについて職員の提案を求めました。その結果 441件の提案が上がってきた。さらには、経営改革委員会からは53件の提案がなされております。

これらについて、お盆の前から、それぞれこの 441件の提案について実現可能なかどうか、実現するためには何をしなければならないかということを一案件一案件、今議論をしている最中であります。

この 441件の改革案の中には、もちろん、役場組織内の行政の簡素効率化、ここにこういうむだがあるというような話も出ておりますし、それから、例えば従来の職員研修ですと、一般事務職とそれから技術職というものがそれぞれ分かれて研修を受けてきたというような実態もあります。それらについては、最低限、例えば文書事務に関すること、あるいは財政の組み立て方に関することというのは、これは事務職でも当然知り得ていなければならない問題だと。保健師は保健師の仕事だけをすればいい、保育士は保育士だけの仕事をすればいいというような状況ではなくなっているということで、これからの研修のあり方についても管内で、釧路支庁管内で職員研修委員会というものを組織していただいて、その中でこれまでの研修のあり方等を反省し、新たな方法で、あるいは新たな対処を考え直して、その研修を実施していただくべく要請をしておりますし、事実そのようになってきております。

いずれにいたしましても、この合併の問題が提起されてきてから、これは全国

3,300 余りあった自治体が、そのうち、例えば東京都の青ヶ島村ですか、人口 200 人しかいない、愛知県のある村では 260 人しかいないという自治体であります。そういうところでこれまで行われてきた福祉・医療、そして教育等々の問題を一つの自治体として抱えていけるかという問題から発生したのではないかというふうに考えております。

我が厚岸町も高齢化は24%。さらに少子化が進んできております。さらには、財政状況も大変な状況になってきているというこういった中で、南谷議員のおっしゃるように、具体的にすぐ何をしなければならないかということについて、今議論をしている最中であります。もう少し時間をお貸しいただいて、しかるべきときに新たな改革案というものを、数字的なものも含めましてお示しをさせていただきたいなど、そのように考えております。

いずれにいたしましても、これらの状況の中で、職員みずからも一定の覚悟を持って今後の行政運営に対応していかなければならないというふうに思っておりますので、再度になりますけれども、もう少し時間をちょうだいしたいなど、そのように思っております。

議長

以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告のありました9名の一般質問を終わります。

議長

日程第3、報告第8号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長

ただいま上程いただきました報告第8号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開き願いたいと存じます。

平成16年8月20日付で専決処分をさせていただいた内容につきましては、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定にかかわるものでございます。その改正部分につきましては、企業職員への寒冷地手当の支給額の改定にかかわるものでございます。

この寒冷地手当支給額の改正の内容につきましては、本年6月開会の第2回定例町議会におきまして、既に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついでとの議案で、職員組合との事前合意に基づいた改正案を議会で審議の上可決をいただいております。これは、8月末日支給の寒冷地手当にかかわる規定の改正であることから、この支給日前には改正条例の施行をしていなければならない、このことから、6月定例会に議決をいただく必要があったものでございます。

この一般職員を対象とする改正条例に加えまして、本来は、このたび専決報告いたしております企業職員に係る条例規定の改正も同時に上程すべきものでございましたけれども、まことに遺憾ではございますが欠落していたものでございます。この点まことに申しわけなく、深くおわびを申し上げる次第でございます。

改正する内容につきましては、記載のとおり、寒冷地手当について規定している附則第6項中において、現行の支給率等数をそれぞれ記載のとおり減じるもので、その改正内容につきましては、さきに可決いただいている一般職員に係るものと全く同様の内容となっております。この企業職員に係る条例改正が未決であったことに気づいたのが8月に入ってからでございます、条例規定で寒冷地手当の支給日が8月末日となっていることから、この支給日前に条例改正が必要であったため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして8月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。

今後、このようなことのないように十分注意を払ってまいりますので、議員皆様のご理解をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げ説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 これより質疑を行います。
(なし)

議長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

ただいま上程いただきました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町における人権擁護委員につきましては、現在3名の方が法務大臣から委嘱されております。このうち横井氏につきましては、本年9月30日をもって3年間の任期が満了することになります。したがって、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会議員の選挙を有する住民で、人格、識見深く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を引き続き推薦するものであり、同法同条の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町字宮園町 194番地 112。氏名、横井久美。生年月日、昭和19年1月1日。性別、女。職業、会社役員。

以上、簡単な説明であります。ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長

これより質疑を行います。

(なし)

議長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、原案のとおり適任と決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

議長

日程第5、議案第59号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

ただいま上程いただきました議案第59号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明を申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき、現在5人の委員を任命させていただいておりますが、議案第59号の斉

藤委員につきましては、本年10月22日をもって1期目4年間の任期が満了することになります。したがって、同法第4条第1項の規定により、本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸町梅香町一丁目51番地。氏名、斉藤章彦。生年月日、昭和15年7月10日。性別、男。職業、寺院住職であります。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 休憩いたします。 休憩時刻 16時19分

議長 再開いたします。 再開時刻 16時19分

これより、議案第59号の質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

休憩いたします。 休憩時刻 16時20分

議長 再開します。 再開時刻 16時23分

町長。

町長 先ほどご提案いただきました議案第59号の職業であります、提案書のとおり僧侶ということに訂正いたしたいと存じます。

議長 休憩いたします。 休憩時刻 16時23分

議長 再開いたします。 再開時刻 16時26分

議 長 日程第6、議案第60号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第60号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本議案の富澤委員につきましては平成13年7月に任命いたしておりますが、任期途中で辞任された委員の後任であることから、前委員の残任期間である本年10月27日にその任期が満了することになります。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸町梅香町二丁目30番地4。氏名、富澤泰。生年月日、昭和28年12月29日。性別、男。職員、地方公務員であります。

何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議 長 日程第7、議案第61号 公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 ただいま上程いただきました、議案第61号 公平委員会委員の任命に対する同意

を求めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

釧路支庁管内町村公平委員会は、厚岸町を含めた9町村と5つの一部事務組合によって共同設置しており、3名の委員が選任されておりますが、このうち、鶴居村の増子勝博委員が任期途中で辞任いたしましたので、その後任の委員として、同じく鶴居村在住の大澤拓也氏を選任するため、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の同意を求めたく提案するものであります。

なお、大澤氏の経歴につきましては別紙のとおりであり、また、その任期は前任者の残任期間であります平成18年7月31日までとなりますので、ご理解いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長 日程第8、議案第62号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 ただいま上程いただきました議案第62号 工事請負契約の締結について、その提案理由の説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

厚岸町における一般廃棄物最終処分場の建設については、第1期工事分を平成6年度より供用開始し、不燃ごみと焼却残渣を対象に埋め立て処分を行ってまいりましたが、既存埋め立て処分地は既に築後10年が経過しており、この間、粗大ごみの

減量、減容化対策を講じているが、現有処分場は平成18年3月で耐用限界を迎える状況になり、早急に新しい埋め立て処分場の整備を行う必要があります、平成16年度と平成17年度の2カ年で、環境省の補助をいただき、既存最終処分場に隣接して、厚岸町一般廃棄物最終処分場第2期埋立地建設工事を行おうとするものであります。

内容であります、工事名、厚岸町一般廃棄物最終処分場第2期埋立地建設工事。2として場所ですが、厚岸町大字太田村。3、契約の方法ですが、地方自治法施行令第167条による共同企業体6社による指名競争入札です。4、請け負い金額ですが、金3億4,125万円です。5、請け負い契約者、宮原・坂野経常建設共同企業体。代表者として、厚岸郡厚岸町字真栄町1条113番地5、株式会社宮原組。構成員として、釧路市若松町6番2号、坂野建設株式会社です。

参考として工事概要ですが、第2期埋立地。

埋め立て面積が5,320平方メートルです。埋め立て容量1万9,100立方メートルです。土工として、掘削土量1万7,970立方メートル。地盤改良工、地盤改良土量7,546立方メートル。遮水工、遮水シート面積、厚さ1.5ミリ2層で1万2,931平方メートルです。土どめ工、鋼矢板土どめ工延長、鋼矢板4型、長さ8メートルから16メートルのもので107メートル。侵出水、集排水工、集排水管幹線延長、管径600ミリメートルを93メートル。集排水管枝線延長、管径250ミリメートルを246メートル。飛散防止さく工、飛散防止さく延長、高さ3メートルで200メートル。

第2期の侵出水調整池。調整池容量2,711立方メートル。土工、掘削土量3,460立方メートル。遮水工、遮水シート面積、厚さ1.5ミリ1層で1,620平方メートル。侵入防止さく工、侵入防止さく延長、高さ1.2メートルで161メートル。

2、工期として、着手が平成16年10月1日から、完成が平成18年2月28日までとするものであります。

3として、位置図、平面図、断面図、別紙説明資料のとおりであります、次ページをお開きください。

位置図であります、太田村25番の厚岸町ごみ焼却処理場の奥側にあります一般廃棄物最終処分場に隣接し、第2期埋立地と侵出水調整池を整備しようとするものであります。

次ページをお開きください。

全体施設平面図であります。図面右側が埋め立て処分地第2期工事の平面図であります。埋め立て面積 5,320平方メートル、埋め立て容量 1万 9,100立方メートルを造成しようとするものであり、既設地盤を掘削し地盤改良を施し遮水シートを敷き、浸出水の集排水工を縦横断に敷設するものであり、さらには、既設ごみ処理埋立地の崩落を防ぐことと埋立地確保のために鋼矢板土どめ工を 107メートル施工し、その横にごみ処理するための場内道路を整備するものであります。また、埋立地の周りには、ごみ飛散防止さくを高さ 3メートルで延長 200メートル設置いたします。

次に、図面、左側下になりますが、浸出水調整池の平面図であります。

新たな埋め立て処分地の水処理をするための施設であり、調整池容量 2,711立方メートルの調整池を設けるものであり、現地盤を掘削し遮水シートを敷きつめ、周囲には侵入防止さくを設置し、管理用道路を整備しようとするものであります。

次ページをお開きください。

埋め立て処分地の断面図であります。既設地盤を掘削し、一番下にあるのが地盤改良溝施工部分で土の改良を行い沈下対策を実施するものであります。その上に不織布と遮水シート 2層を敷き、その上に直径 250ミリの浸出水集排水管枝線を設置し、さらにその上にシート保護材の砂を敷き詰め、中央部には直径 600ミリの浸出水集排水管幹線を設置し、被覆材の碎石で覆うものであります。

図面右側には既設埋め立て側であり、新しい埋立地内に幅員 4メートルの場内道路、さらにその右側には既設埋立地の崩落防止のための土どめ溝が施工されます。また、図面左側にはごみの飛散防止さくが設けられますし、埋め立て処分地の深さは、現地盤から 5.1メートルで造成されるものであります。

次ページをお開きください。

浸出水調整池第2期の断面図であります。

調整池は、面積おおむね 1,350平方メートルの土地に深さ 3.1メートルから 3.2メートルで掘削し、2,711立方メートルの調整池容量の浸出水調整池を整備しようとするものであり、一番下には切り込み碎石を敷きならし、吸い出し防止シートを敷き、その上に保護砂を敷き詰め不織布を敷き、その上に厚さ 1.5ミリの遮水シートを敷き込むこととなります。

さらに、調整池周囲には高さ 1.2メートルの侵入防止さくを設置し、その背後に

幅員3メートルの管理用道路を整備するものであります。

また、図面左側に2段で四角く囲んだ箇所と管路が記載されておりますが、これは、調整池整備に合わせ浸出水原水を送るポンプキットと高密度ポリエチレン管を敷設しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、日程9、議案63号の審議が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

議 長 これより、本案に対する質疑を行います。

9 番。

9 番 ここで、指名についてお考えをお聞きしたいと思います。

本年6月の第2回定例会において、議案第43号 工事請負契約の締結について、門静の第1排水区雨水棚新設工事ですか、このときに、この指名のことについて、私ほか3名の議員から町長に質問をいたしております。その3人とも主な内容としては、地元業者育成のためにも、Aランクの仕事であろうともB、Cの企業体に入れて、そして地元の業者を育成してほしいと、こういうことを再三、町長に申し上げましたところ、最終的に町長は、私といたしましても、今後とも地元建設業の健全な育成に努めてまいりたい、そして、地元企業が大きく成長するように心から、行政としてもお願いしながら、今後の課題として、松岡議員の指摘のとおり地元を優先に考えてまいりたいと、かように考えておりますのでご理解いただきたいと、こういう最終的なご答弁をいただいております。

私は今回のこの工事請負契約について、さきのこの私どもが要望した、これは少しでも受け入れられたのではないかなという期待を持ってきたわけですが、いかんせん、先ほど指名業者の選考調書を見ましたが、残念ながら地元業者、いわゆるA、Bランクの地元業者がこの落札者を含めて3社、6社の指名のうち3社が企業体でもって入っているということで、残念ながら私どもの言う、地元業者育成のためのB、C、Dのいわゆる企業体という結果にはならなかったわけでありまして。

私としても非常に残念だと思いますが、これもいろいろ、工事の内容とかさうい

うことにおいて町の都合もあって指名できないこともあったと思いますが、しかしながら、この6月に私どもが質問して町長がお答えされた意思というのは今後も持続していってもらえるのかどうか。その仕事によっては、やはり地元業者育成のためにC、Dの業者をAの業者に含めて企業体を組ませて組んでやるという気持ちがあるのかなのか、この点について再度お伺いしたいと思います。

以上です。

議 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきます。

松岡議員から、さきの議会においても、さらにはまた他の議員からも、地元業者の育成ということについての指名のあり方についていろいろと質問がございました。

私は、地元企業の育成は極めて重要だと考えております。といいますのは、特に公共工事は地域経済の活性化という経済政策の一環という側面もあるわけでありませう。地元経済に最も貢献するように、入札参加業者につきましても、厳正かつ適正に今行っていかなければならない、そのように考えております。

しかしながら、一方、発注者はみずからの責任を自覚し、確実にそれを果たさなければならぬわけでありませう。すなわち、業者の選定段階におきましては、工事の種類、規模に応じ必要な技術力を有し、信頼できる業者を適切に選択をすることも大事なことでありませう。そういう意味において、今回、ただいま提案をいたしております事業についての業者が決定をされたということでありませうので、ご理解をいただきたいと思ひます。

当然、今後とも地元企業の育成については、行政としても支援をしていかなければならぬ。当然のことでありませう。それについては今後とも考えておりますことともご理解いただきたいと存じます。

議 長
9 番

9 番。

私としても、この工事というのは案外、我々見た目からいっても、何と申すか、比較的技術、そう高度な技術が要らないんでないかなと。ということは、この前の1期工事ですか、1期工事は地元の業者1社でもってやっているんですよ。企業体も組まないで。当時は仕事がたくさんあったときですからあれなんですけれども、そういうことからいっても、やはりそういうことも配慮して、少しでもやはり地元企業の育成のために、町長も今後努力していってもらいたいと思ひます。それだけ

地元の企業が収益が上がれば当然町の税金も入ってくるわけですから、そういうことも視野の中に入れて、今後そういう努力をしていていただきたいと要望しておきます。

議 長
町 長

町長。

お答えをいたします。

公共事業の発注に当たりましては、厚岸町における指名競争入札参加指名基準の考え方に基つきまして、入札対象工事の難易度、入札に招聘する業者の施工能力、施工の効率等を十分考慮しながら指名を、厳正かつ適正に行われております。

そういう意味で、今後とも地元企業がもっともっと技術力、さらにはまた経営能力も発揮しながら、地元育成のために事業等もとり行っていただきますことを私からもお願いを申し上げる次第であります。

9 番
議 長

いいです。

いいですか。

他にありませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第9、議案第63号 厚岸町都市計画税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長

ただいま上程いただきました議案第63号 厚岸町都市計画税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由についてご説明申し上げます。

現在、厚岸町では市街地の拡大による地番の複雑化と、大字や字が地域により存在し、土地の所在や住所の把握が非常に難しくなっており、町行政の執行はもとよ

り住民生活に支障を来しております。このため、住民の利便性や行政の円滑な推進を図るため、平成14年より字名改正を年次的に取り進めております。

今年度は、大字苫多村の海岸地区と上尾幌地区を7月に実施し、門静と太田宏陽、太田南と太田東の一部、さらには大字太田村の一部を11月に改正する予定をしております。これにより、大字、字、村等がなくなり、わかりやすく簡明な住所となり、あわせて地番変更が行われます。これに伴い、該当する区域の変更や町有施設の所在位置を改めようとするものであります。

16ページをお開きください。

今般、条例改正しようとする条例は、第1条の厚岸町都市計画税条例、第2条の厚岸町地区集会所条例、第3条の厚岸町墓地及び霊園条例、第4条の厚岸町立へき地保育所条例、第5条の厚岸町衛生センター設置管理条例、第6条の厚岸町さけ・ますふ化場設置条例、第7条の厚岸町公共下水道設置条例、第8条の厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例、第9条の厚岸町立学校設置条例であり、いずれも今回の字名改正に伴う区域の変更と町有施設の所在地番の変更であり、改正条例記載のとおりであります。

また、資料として、厚岸町都市計画税条例等の一部を改正する条例新旧対照表を配付させていただいておりますので参考に願います。

なお、附則といたしまして、この条例は字名改正の告示行為に基づき、平成16年11月15日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

本日の会議はこの程度にとどめ、明後日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明後日に延会いたします。

延会時刻 16時49分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年9月22日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員